

令和7年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第1回東彼杵町議会定例会は、令和7年3月7日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	欠 席	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君	財 政 管 財 係 長	中島 正剛 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発委第 1 号	東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 6 号	東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 7 号	東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定について
日程第 4	議案第 8 号	東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 5	議案第 9 号	東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例
日程第 6	議案第 10 号	東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基

		準を定める条例の全部を改正する条例
日程第 7	議案第 11 号	東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の全部を改正する条例
日程第 8	議案第 12 号	東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の全部を改正する条例
日程第 9	議案第 13 号	東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 14 号	東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 15 号	東彼杵町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 16 号	東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 13	議案第 17 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 14	議案第 18 号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 19 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16	議案第 20 号	一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 17	議案第 21 号	東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 18	議案第 22 号	東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例
日程第 19	議案第 23 号	東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 20	議案第 24 号	不動産の無償貸付について
日程第 21	議案第 25 号	令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号)
日程第 22	議案第 26 号	令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 23	議案第 27 号	令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 24	施政方針説明	(町長)
日程第 25	議案第 28 号	令和 7 年度東彼杵町一般会計予算
日程第 26	議案第 29 号	令和 7 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
日程第 27	議案第 30 号	令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 28	議案第 31 号	令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
日程第 29	議案第 32 号	令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 30	議案第 33 号	令和 7 年度東彼杵町水道事業会計予算
日程第 31	議案第 34 号	令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計予算
日程第 32	議案第 35 号	東彼杵町監査委員の選任について

- 日程第 33 議案第 36 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 34 報告第 3 号 専決処分に関する報告について
(（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について)
- 日程第 35 報告第 4 号 専決処分に関する報告について
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 36 請願第 1 号 旧千綿女子高等学園借用に関する請願書

6 散 会

開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせをします。

税財政課長が公務のため欠席し、財政管財係長を代理に出席させたいとの届け出がありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 発委第 1 号 東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、発委第 1 号東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、口木俊二議員。

○議会運営委員長（口木俊二君）

おはようございます。

東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙の通り地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、条項ずれ等が発生し、かつ、所要の規定の整備を行う必要があるため、本条例を改正する。

また、第 208 回国会において「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が成立し、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることになり、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑を創設する内容に対応するための本条例を改正する。

主な改正内容をご説明します。

新旧対照表をご覧ください。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により条項ずれ等が発生し、かつ、所要の規定の整備を行う必要があるため、本条例を改正したものを第 1 条として記載

しています。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第29条」を削除します。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削除します。

第27条第2項本文中「この章において」を削除します。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削除します。

第32条第3項中「この章において」を削除します。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削除します。

第39条第3項中「この章において」を削除します。

第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

次に、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が成立し、内容に対応するため改正したものを第2条として記載しています。

新旧対照表をご覧ください。ページを記載しておりませんが、7ページになります。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めています。

附則に、（施行期日） 1、この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年6月1日から施行する。

（経過措置） 2、この条例中第2条の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3、この条例中第2条の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。以上です。

○—△—

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 37 分）

再 開（午前 9 時 40 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから、提出者に対して質疑を行います。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

口木委員長に質問するのはちょっと酷なのかも知れませんが、この提案理由の、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑。これは、すなわち懲役刑と禁錮刑、似たようなもので一緒にするというところでいいんですけど、一番最後のページ、見てください。附則でですね、この条例中第 1 条の規定は、1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から。この施行期が二つに、2 段階に分かれている所ですね、なんでこのように期日が二つに、2 段階に分かれているのか。議会運営委員長の方で説明ができれば説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

ちょっと、今ここで説明できませんので、あとだってお知らせしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 41 分）

再 開（午前 9 時 42 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

委員長に代わり局長に説明をしていただきます。

○事務局長（井上晃君）

先ほどの大石議員の質問ですけれども、提案理由にあります、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」、こちらの方が 7 年の 4 月の 1 日からの施行になります。

続きまして「刑法等の一部を改正する法律」、こちらの方がですね、7 年の 6 月の 1 日からの施行になっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他に質疑ありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号 東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第6号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第6号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の制定について、提案理由といたしまして、デマンド交通の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるためでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

それでは、議案第6号について説明いたします。

昨年から実証運行しておりますデマンド交通ですが、予定どおり4月1日から運行を開始するため、地方自治法に基づき設置及び管理に必要な事項を定めるものでございます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第1条、条例設置の根拠法を規定をいたしております。

次に第2条は、デマンド交通の定義を規定しております。町営バス同様に、道路運送法の有償で旅客を運送する一般旅客自動車運送事業となります。

第3条は管理規定でございます。管理運行は町長が行うこととし、委託ができると規定をいたしております。

第4条第2項、運休日の規定でございます。第3項は臨時運行の規定でございます。第4項は、乗降場所・運行時間等を規則で定める規定でございます。第5項は、災害などやむを得ない場合の特例規定を定めております。

第5条、利用対象者の規定でございます。住民及び本町を交流する者とし、特定しないとしております。町外も利用できるとしております。

また、第2項で利用する場合には利用登録を完了した者としていているところです。

次に、第6条でございます。使用料の規定でございます。1回につき200円としております。第2項で、町営バスに乗り継ぐ場合は100円とするものでございます。第3項で、回数券の利用、現在使っております回数券の利用。そして第4項では、高齢者タクシー利用券、これ100円単位でございますけれども、の利用ができる規定といたしております。

2ページをお願いいたします。

第5項では、保護者同伴で未就学児が利用する場合は無料といたしております。第6項は、使用料を半額にする規定を1号から5号まで規定をいたしております。内容としましては、75歳以上の高齢者、そして小学生中学生、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、それらの介護者を半額ということといたしております。第7項では、使用料の減免、免除に関する特例の規定でございます。第8項では、既納の使用料は還付しないとする規定でございますが、こちらの特例規定をつけております。

附則としまして、令和7年4月1日から施行することとしております。以上で説明終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回のですね、デマンド交通に関してのですね、実証実験をされたと思います。その実証実験の結果とですね、デマンド交通の部分のですね、これ新条例ですので、規則を定めてられると思う、定めていると書いてありますので、できればですね、委員会付託ですので、その時に規則の提出をお願いいたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

規則は、今度委員会の付託前にですね、配布をしたいと思っております。

実証実験の結果でございますけれども、かなり、まだその登録者数がですね、思った以上になくて、それだけの状況ができてませんけれど、今度また地域を回った時に、そういう登録をお願いしたり、駐車場といいますか、その停車場、停車場が今度3月号に配布を致す予定でございますので、それを見ながらまた色んなご意見を聞きながら増やしていきたいと思っております。よろしくお願

いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3 議案第7号 東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定について

日程第4 議案第8号 東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第7号東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定について、日程第4、議案第8号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第7号東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定についてでございます。

提案理由としまして、図書室及び放課後児童クラブ並びに子育てなどの各機能の連携を行うため複合施設を設置し、教育センター分室、学習等供用施設及び農民研修センターの施設を廃止するためでございます。

次に、議案第8号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、提案理由としまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。以上2件の詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

それでは、議案第7号東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定についての説明を加えたいと思います。

それでは1枚めくっていただきたいと思います。

本条例は1月28日の臨時議会におきまして、不動産購入の本契約について議決をいただいた泉屋会館の活用方向性を示した設置条例として提案をいたしております。

第1章総則ですね、第1条で設置目的を学習、教養及び子育て等の拠点を複合し、人が集い、活動が生まれる場を育むことにより、町民一人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現に寄与することを目的すると示しております。

第2条で、施設名称を「東彼杵町学習教養・子育て複合施設」といたしました。

実際に使用する愛称等につきましては、改修計画をこれから実施いたしますけれども、その時期に並行して決定していきたいと思っております。

第3条では、この建物に導入する施設として放課後児童クラブ、2号に図書室、3号に町民集いの広場としております。

そして、第4条で、図書室を除く構成施設につきましては、法人その他の団体にですね、委託することを示しております。

2ページ目にまいります。

本条例は、第2章以降で各導入施設の設置についてそれぞれ示しておりますが、第2章が、放課後児童クラブについて示しております。

各施設ですね、詳細について、各条例規則等により定めていく構成としております。放課後児童クラブにつきましても、第7条において関係条例として、「東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定めるところとしております。

続く第3章図書室、第4章町民集いの広場と続きますけれども、この図書室、町民集いの広場につきましては、現在のところ詳細が定まっておきませんので、基本的な部分のみに定義をしております。

3ページ目をご覧ください。

第5章におきまして、従事者の責務、利用上の遵守事項と公的施設としての運用ルールを示しております。

4ページ目ですけれども、附則といたしまして、施行日は令和7年6月1日としております。

先ほど申しましたように、詳細の定まっていない図書室、町民集いの広場につきましては公布の日から2年を超えない範囲で規則で施行日を示すことといたしました。

また、3項から6項において、廃止する施設に関連する条例から文言を削除でありましたり、設置条例そのものの廃止について附則改正をいたしております。議案第7号の説明については以上です。

続きまして議案第8号東彼杵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明を加えます。

1ページをめくってください。

本条例は通称でいきますと、「誰でも通園制度」と言われておりますけれども、この実施にあたり、必要となる施設運営に必要な基準を実施主体として定めるものです。

本事業は令和5年度のこども家庭庁の全国モデル事業として、町内の認定こども園1園が採用され、県内で唯一実施してきた事業です。

モデル事業とは、内容が少々運用が難しくなった感はありますが、令和7年度から本格的な事業としてスタートするこども家庭庁の目玉事業の一つと言えます。

それでは、条例本文の説明を行います。

第1章総則におきまして、本条例の定める最低基準の目的や事業の実施主体、事業実施者の関係について示しております。

第2条の方で、(各号乳児等通園支援事業2号の乳児等通園支援等)のですね、用語の説明があ

りますけれども、基本的には、こども園の方ですね、一時的な通園を受け入れるこの通園支援事業を行う。そして、その時にですね、その幼児でありますとか、家庭そのもののですね子育てに対する支援を行う、そういうところですね、サポートを含めた事業ということを示しております。

そして、2 ページ目をお願いします。

第2章から事業実施者ですね、園の方になりますけれども、事業実施者の設備や運営体制に関する基準を定めていますが、第6条以降、災害時から通常時まで安全管理や従事者の資質、食事等に関する基準を定めております。

基本的には、通常ですね、保育事業の基準と同等の事業、同等の基準の中で実施をするということになります。

もう1枚めくっていただきまして、5 ページ目の第20条ですね、20条の方から第2節が始まりますけれども、第20条の方に乳児等通園支援事業は一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分するとございます。当該事業の中で、本町で取り組む予定の事業は余裕活用型のみであります。

以降、第3節にて、一般型に対する施設基準を8ページの第23条まで定義をしておりますけれども、ここも先ほどお話ししましたように、通常の保育事業の基準と合わせた形ですね、基準の中でこの支援事業を行うことになっておりますので、ここの部分の説明は割愛させていただきます。

9 ページのですね、第25条ですね、第25条からの第4節に余裕活用型について定義をさせていただいております。

基本的にはですね、ここの部分に関しても、ありますように保育所、認定こども園等ですね、各基準に基づいて行うということを明記をしております。

附則といたしまして、令和7年4月1日からの施行といたしております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議案第8号のですね、乳児の支援の設備運営に関する基準について質問します。

ちょっと知り合いの方からですよ、3歳児未満の方でなかなか入れないごた、昔、待機児童って言いよったですね。待機乳児が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。その場合ですよ、町内優先にされるべきかどうか、その辺を回答をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その待機児童というのが、今のところうちはもうほぼないと思うんですけれども、そういう時にはですね、町内優先か、町外からこちらにお仕事で来られる方もいらっしゃるものですから、その辺ちょっと十分検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

議案第 8 号の第 6 条についてちょっと、これ町長にお伺いをしたいと思っております。

6 条の中にですね、2 番目に非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めなければならないということと、その 2 項に、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火器に関する訓練を行わなければならないと定めてあります。これは、先ほど施設の方でやること。

こういう計画とかですね、避難消火に関する訓練がしっかりやられてるかどうか確認するのは、これは町でやるべきことだろうと思います。この確認はどのように計画されているのか。ここにはうたっていないので、この条例の中にはですね。町の中でしっかりと定めておく必要があろうかと思います。そうしないと、この辺のきちとした確認がですね、保育園任せではちょっとどうなのかなという点で町長のお考えを聞かせてください。お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず一般的な避難訓練に対しましてはですね、学校と共同でこのやまだこども園なんか特にされておりますので、そういうことは町としてもサポートしていきたいと思っておりますが、ここに書いてありますこの基準どおり行われているかどうかというのがですよ、町が確認すべきものかどうかちょっと私わかりませんが、施設でこの条例を公布すればですよ、当然していかなければならないので結果的には担当課の方でそういう、いつされましたかというのは当然確認をするべきものだと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 7 号、議案第 8 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 5 | 議案第 9 号 | 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 10 号 | 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 | 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の全部を改正する |

条例

日程第 8 議案第 12 号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の全部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 9 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例、日程第 6、議案第 10 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例、日程第 7、議案第 11 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の全部を改正する条例、日程第 8、議案第 12 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の全部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 9 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例。

提案理由としましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に対応するとともに、本町独自基準の明確化を図るためでございます。

次に、議案第 10 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例。

提案理由としまして、事業の人員及び運営に関する基準の改正対応と本町独自基準の明確化を図るためでございます。

次に、議案第 11 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の全部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正対応と本町独自基準の明確化を図るためでございます。

次に、議案第 12 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の全部を改正する条例。

提案理由につきましては、事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正対応と本町独自基準の明確化を図るためでございます。それぞれの詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わり議案第 9 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並

びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の全部を改正する条例から説明をいたします。

なお、議案第 9 号から第 12 号までは、これまで、国が定める法令の一部改正がなされる度に、対応する条文を改正してまいりましたが、改正漏れのリスクがある上に、事務の効率化の点からも、町独自で定めるもの以外のものにつきましては、全て法令に基づくものとする全部改正を行うものでございます。

それでは、議案第 9 号から説明をいたします。

この条例は、介護保険法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）に基づくもので、いわゆる要支援の方のケアプランの基準条例となります。

ページをめくっていただきまして 1 ページをお願いいたします。

第 1 条から第 3 条第 1 項までが、本条例が法令に基づくことを定める条文となります。

第 3 条第 2 項及び第 5 条につきましては、改正前の条例について、町独自の基準として定めていたものを引き継ぐものでございます。

第 4 条につきましては新設でございます。

第 3 条第 2 項につきましては、省令では、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存が 2 年間とされているのですが、過誤があった場合等の介護報酬の返還には、5 年前までの書類の確認が必要であり、また、苦情や事故の対応にも考慮して保存期限を 5 年間とするものでございます。

第 4 条につきましては新設となりますが、暴力団等と密接な関係を有していれば排除するというものでございます。

第 5 条につきましては、地域密着型介護予防サービス事業からの暴力団員等の排除を求めるものでございます。

続きまして、議案第 10 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例につきましてご説明いたします。この条例は、いわゆる要介護の方のケアプランの基準条例になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号と同様に、第 3 条第 2 項及び第 5 条につきましては、改正前の条例において、町独自の基準として定めていたものを引き継ぐものでございます。

第 4 条につきましては新設でございます。内容としましては、第 9 号と同様でございます。

続きまして、議案第 11 号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の全部を改正する条例につきまして説明いたします。この条例は、いわゆる要支援の方の地域密着型サービスの基準条例となります。

1 ページをめくっていただきまして、1 ページ目ですね。

こちらも議案第 9 号と同様に、第 3 条第 2 項及び第 5 条につきましては、改正前の条例において、町独自の基準として定めていたものを引き継ぐものでございます。

第 4 条につきましては新設でございます。内容につきましては、これまでと同様でございます。

続きまして、議案第 12 号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の全部を改正する条例につきまして説明いたします。この条例は、いわゆる要介護の方の地域密着型サービスの基準条例になります。

1 ページ目をお願いいたします。

第 1 条から第 3 条第 1 項までが、本条例が法令に基づくことを定める条文となります。

第 3 条第 2 項、第 5 条及び 2 ページ目の第 6 条につきましては、改正前の条例において、町独自の基準として定めていたものを引き継ぐものでございます。

第 4 条につきましては新設でございます。

第 5 条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を定めるものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 13 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、議案第 13 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 13 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加し、満 3 歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を見直すためでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第 13 号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

本条例は、家庭的保育事業の設備や運営に関する基準を定めるものですが、そもそも家庭的保育事業とは地域型保育事業のメニューの一つで、保育者の自宅等で行う保育事業になります。

現在、町内には当該事業を行う事業者がないことを冒頭にお伝えしておきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

第16条第1項第2号についてですが、今回の条例改正が栄養士法の改正に伴い、管理栄養士と栄養士の区分が必要になったことから配置基準に関する表現に新たな資格の表現として、「又は管理栄養士」と追加したものになります。

続きまして、第29条以降になりますけれどもこれにつきましては、保育士の配置基準や保育従事者の配置基準についての改正です。

保育士の負担軽減のため3歳以上児を対象とした職員配置を増員する改正となっております。

第29条第2項第3号をご覧くださいますと、満3歳以上満4歳未満児の保育士配置は1人で20人保育していたところを1人で15人保育するような改正内容となっております。

第4号については満4歳以上児について改正し、以下、第31条、第44条、第47条とも同様に配置基準の改正を行っております。全て国の改正に伴う改正です。

附則として、施行日を令和7年4月1日としております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第13号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 東彼杵町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 | 東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 | 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 18 号 | 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 15 | 議案第 19 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 16 | 議案第 20 号 | 一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議案第 21 号 | 東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 18 | 議案第 22 号 | 東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例 |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議案第 14 号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 15 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 16 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、日程第 13、議案第 17 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 14、議案第 18 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、日程第 15、議案第 19 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第 20 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第 17、議案第 21 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 18、議案第 22 号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 14 号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、町営バスを 5 路線から 2 路線に減らすためでございます。

次に、議案第 15 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、刑法等の一部改正に基づき、懲役刑、禁錮刑を廃止し、これに代えて拘禁刑が新たに創設されるためであります。

次に、議案第 16 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に条項ずれが生じるためでございます。

次に、議案第 17 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、配偶者及び子に係る扶養手当の経過措置による額の変更。その他、地域手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当等の改正のためであります。

次に、議案第 18 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給することになったためでございます。

次に、議案第 19 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、介護離職防止のための措置が規定されたことに伴い、仕事と生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境にするためでございます。

次に、議案第 20 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、避難所運営業務、罹災証明に係る家屋調査等の現場業務に関しても、災害応急作業等手当を新設するためでございます。

次に、議案第 21 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、団員定数の見直しと懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたためでございます。

次に、議案第 22 号、東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、表彰基準を見直し、町政等に尽力された方を広く対象とするためでございます。それぞれの詳細につきましては総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長に代わり説明させていただきます。

端的に簡単に説明をさせていただきます。

議案第 14 号についてまず説明いたします。

改正内容は、現在運行しております町営バス 5 路線のうち、山間部を走る大野原高原線、東部循環線、川内線の 3 路線を 4 月 1 日から廃止し、2 路線とするための条例の一部改正でございます。東彼杵町公共交通の再編という形になります。

1 ページをお願いいたします。

第 4 条廃止する路線名を削除いたしております。

第 6 条では、廃止する川内線に係る但し書きを削除いたしております。

1 ページから 2 ページにかけてまして、別表 1 及び別表 4 に関しまして、それぞれ廃止する路線で、廃止する路線の使用料に係る文言の表の削除でございます。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 15 号について説明いたします。

まず、個人情報保護法でありますけれども、この法令につきましては、令和 3 年 5 月のデジタル社会整備法の公布に伴いまして、それまで民間、国、自治体別々であった個人情報に関する取り扱いを統一化するために一部改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたものであります。本町もその

法施行に必要な条例を制定しているところです。

今回の改正内容は、提案理由のとおり、刑法等の一部を改正する法律及び同法一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律、これによりまして、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、懲役刑と禁錮刑を統合した拘禁刑が新たに創設されたことにより改正をするものです。

新旧対照表、条例本則第 12 条の罰則規定及び附則第 3 条の経過措置に関し、懲役刑・禁錮刑を拘禁刑に改めております。

改正附則第 1 条において、施行日を令和 7 年 6 月 1 日からとし、同第 2 条、第 3 条では、適用に関する経過措置を規定をいたしております。

それでは、議案第 16 号をお願いいたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づきまして、マイナンバーを利用する事務は、現在、本町で 35 事務ございます。その 35 事務が、この東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定をされております。

このたび、この法律が「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」、この法律の公布によりまして改正をされました。本条例に条項ずれが生じることから一部改正を行うものです。

新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条の定義の第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する条文に関し、引用する法律の条項となるよう改正をいたすものです。

附則によりまして、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、議案第 17 号をお願いいたします。

施行日が異なることから、施行日ごとに多段改正としております。

まず第 1 条です。これは令和 6 年の人事院勧告に準じて、本町においても、給与制度のアップデート措置を行うものです。

このアップデート措置という言葉は、人勸で用いられている言葉でありまして、作った言葉でございません。アップデート措置を行うものです。

1 ページをお願いいたします。

条例第 11 条第 2 項第 1 号で扶養手当の対象から配偶者を削除します。

同条第 3 項では、扶養親族たる子に対する扶養手当を 1 人 1 万円から 1 万 3000 円に増額いたします。そして、扶養親族たる父母等となりまして、父母等については 6500 円とするものであります。

同条第 4 項については、給与法で特定期間という文言が廃止されたことによる改正でございます。特定期間とは、高校生から大学生までの期間を指しております。

2 ページをお願いいたします。

条例第 11 条第 5 項を新設をいたしております。給与法が扶養手当の支給に関し、必要な事項を人事院規則で定めるとされたことに準じて、本町においても、規則で定めることとするため新設をするものです。

ここで飛びまして、8 ページをお願いいたします。

附則となりますが、8 ページをお願いいたします。

扶養手当に関しましては、令和 8 年 3 月 31 日まで 1 年間の経過措置が設けられております。

配偶者の扶養手当については、令和 7 年度 3000 円。そして子 1 人あたりの扶養手当は 1 万 1500 円とする経過措置でございます。経過措置が設けられているということでございます。

戻っていただいて、3 ページをお願いいたします。

第 12 条の 2、地域手当に関し、支給割合を 100 分の 3 から 100 分の 4 とするものでございます。

地域手当とは、地域、勤務地ごとの物価や生活費の格差を是正し、特に物価が高い都市部に勤務する職員の生活負担を軽減するために支給される手当でございます。

長崎県においては長崎市のみ対象となりますけれども、本町も事例がありました。例えば県庁に派遣して 1 年間勤務すると、そういった場合にですね、地域手当の支給がなされますので、この部分についてもですね、100 分の 3 から 100 分の 4、増額されたということでございます。

次に、議案第 18 号をお願いいたします。

議案第 17 号で説明をしましたとおり、令和 6 年の人事院勧告で、定年前再任用短時間勤務職員、これはいわゆる暫定再任用職員と一般的に言っておりますけれども、この方にも住居手当が対象となりましたことからですね、令和 5 年 4 月 1 日に施行しました職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の附則に規定する暫定再任用職員への住居手当を適用除外の規定から削除する一部改正でございます。

附則により、令和 7 年 4 月 1 日から施行といたしております。

次に、議案第 19 号をお願いいたします。

議案第 19 号を説明いたします。

提案理由のとおり、介護離職防止のための措置が規定されたこのことに伴いまして、仕事と生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境にするために、一部改正をするものです。

1 ページをお願いいたします。

第 8 条の 3、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定に関しまして、第 2 項の時間外勤務に関する規定について、これまで 3 歳に満たない子のある職員とあったものを、小学就学の始期に達するまでの子までに拡大をいたし、時間外勤務を制限するものでございます。

第 4 項につきましては、要介護者を介護する職員に対する準用規定でございます。

育児休暇と同様に、時間外勤務をさせてはならないとした規定を新たに加えるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 17 条の 2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等は、これは新設となります。

第 1 項では、職員から配偶者等の介護を必要とすると申し出があった場合に、申し出た当該職員に対して、任命権者が介護両立支援制度等を知らせるとともに職員の意向確認する面談等を行う義務を規定するものでございます。

第 2 項では、職員が 40 歳に達した年度に改めて介護両立支援制度等を知らせる義務規定となっております。

次の第 17 条の 3、勤務環境の整備に関する措置は新設でございます。

任命権者が制度が円滑に行われるよう、記載の 1 号から 3 号までの措置を講じる義務を規定したものでございます。

附則によりまして、令和 7 年 4 月 1 日からの施行としております。

次に、議案第 20 号についてご説明をいたします。

提案理由のとおり、災害応急作業等手当を新設をするものでございます。

提案理由にありますように、国からの通知でございますけれども、昨年能登半島地震が起きた直後の令和 6 年 1 月 19 日付けで、総務省自治行政局給与能率推進室長と応援派遣室長の連名で発出がなされております。

新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条の種類の規定に第 4 号としまして、災害応急作業等手当を追加をいたしております。

次の第 6 条に、災害応急作業等手当の規定を新規追加しております。

第 1 項では、従事する職員の区分をそれぞれ規定をしております。

第 1 号では、他自治体からの要請に応じて本町が派遣、職員を派遣した場合の職員ということでございます。

逆に第 2 号では、他自治体から本町に派遣された職員に対する条文となっております。

第 2 項をお願いいたします。

作業一日の額を規定しております。作業一日につき 710 円としております。特に危険であると町長が認める場合は 1080 円の範囲内で定めるとしてしております。

こちらの単価につきましては、人事院規則に準じておりまして、人事院規則 9-30 特殊勤務手当、これに準じた金額となっております。

第 6 条を新たに追加したことから、第 7 条に繰り下げております。

附則により、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第 21 号についてご説明をいたします。

新旧対照表をお願いいたします。

まず、第 2 条については近年の社会情勢、とりわけ人口減少、担い手不足と言われておりますけれども、団員定数と実員数の比較の数で格差がですね、広がっている状況でございます。

団員数の適正化を図る観点から、その必要性から定数を 342 人に見直すものです。新たな定数の算出方法について申し上げます。

現在の条例規則に定めている各分団の定員数をもとに人口割、これは、人口減少を加味した割合ですけれども、人口割、それと定率割、最低限必要な人数の割合ということで、2 つ、人口割、定率割を設けておりまして、これを 2 対 1 の割合で設けております。それに本部の定数 16 名を加えることで算出することとして算出をいたしております。

まず、人口割による人数の算出でございますけれども、前回の定数改正が 25 年 9 月でございました。ということで、26 年の 1 月 1 日の人口と本年、令和 7 年 1 月 1 日までの人口、これを比較して、各分団の管轄する区域の人口減少率に現在の条例定数を乗じて、更に先ほどの人口按分と 2 対 1 と申し上げましたけれども、これに 3 分の 2 を乗じて積み上げた数が 201 名になりました。人口

割の積み上げた数が 201 名となりました。

次に、定率割による人数の算出につきましては、現在の条例定数に 3 分の 1 を乗じて積み上げた金額でございます。これが 125 名となりました。

定率の最低の人数の考え方でございますけれども、佐世保市消防局広域消防を構成しております佐世保市消防局の管内で最低 10 人以上という基準がございまして、各分団最低でも 10 人以上になるようにこの定率については、3 分の 1 という定率については設けた数値でございます。

この人口割と定率割の合計が 326 名となります。この割数に本部の定数 16 は入っておりませんので、これに、326 に 16 を加えた 342 名ということでこの定数ということになります。

この数値につきましては、現在よりも 37 名少ない数値となります。

今回、この条例定数の改正によりまして、本部を含めた各分団の人数を申し上げます。新旧比較ということで申し上げます。

まず、本部変わりありませんが、新 16、旧 16 ですね、0 になります。1 分団、新 44、旧 51、△7。2 分団、新 52、旧 61、△9。3 分団、新 38、旧 44、△6。4 分団、新 38、旧 40、△2。5 分団、新 45、旧 49、△4。6 分団、新 43、旧 50、△7。7 分団、新 33、旧 31 ここはプラス 2 となっております。人口割の影響だと想定されます。8 分団、新 33、旧 37、△4。合計を申しますと、新が 342、旧が 379、差が先ほど申し上げました△37 ということで、定数 37 を減ということでございます。

続きまして、第 5 条に戻りまして申し上げます。

第 5 条の資格条項については、これまでの議案でもありましたが、刑法の一部改正により禁錮刑を拘禁刑に改正するものでございます。

附則によりまして、令和 7 年 4 月 1 日から施行といたしております。

次に、議案第 22 号について説明をいたします。

今回の改正ですけれども、人口減少と過疎化が進んでおります。そういった中であって、町政等に尽力された方をもっと表彰対象にするべきではないのかといった町民からの声が寄せられております。

そのため、町の表彰基準を見直しまして、町の発展に寄与された方々を広く表彰するため改正をするものであります。

現行の基準では該当者が今後更に少なくなるということが見込まれます。また、各種イベント大会等で褒賞を受けられた方がもう中心となりつつある現状も併せて考慮しているところでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 2 条第 1 項第 2 号で、特別職の職員で非常勤のものを 10 年から 8 年としております。

同第 4 号の町長の職にあつては、これまで 10 年以上在職となっていたものを、議員と同じ 12 年としております。

そして、旧 5 号の方で、これまで副町長、教育長に対する規定を設けておりましたけれども、公選ではなく、もう辞令による職であるということから、今回削除いたしております。

次に、新しい 5 号でございまして、これまで消防団長満 10 年以上としておりましたが、職責の重さを考慮いたしまして、満 4 年以上といたしました。

そして、町立学校長につきましては、こちらも先ほどと同じような特別職ではなく、副町長、教育長同様に、辞令による職であるということで今回から削除いたしております。

そして第6号、区長、交通指導員、森林監守員の職にあつては、10年以上の職を職務の特殊性を考慮しまして4年といたしております。

同条第2項では、号削除に伴う繰り上げと文言訂正を行っております。

附則により公布の日から施行し、現にその職にある者から適用するとしております。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議案第14号のですね、東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例なんですけれど、今回ですよ、3路線ですね、廃止になってますが、3路線を利用してる方に対してですよ、バスの中で今回から4月1日から運行中止しますということをお知らせ等はどうやってされるのか、そこを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今ですね、ずっと町政懇談会で回っておりまして、各説明をしておりますけれども、広報でもお知らせをしますし、デジタルでもたぶんやるんですよ。みんなにお知らせをまずします、先にですね。長期間に。バスがすぐ廃止して困られる方もいらっしゃると思うので、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

議案第14号でございますけれども、これ残るのが、要するにもう国道34号を走る松原から川棚JAということで、これ1本残るわけですけども、4月からこの時刻表とか、増便とか、そういうのは考えられておられるのかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

時刻表は移動がございます。これ変わりますけれど、今のところ増便は予定しておりません。増便は予定しておりません。時刻は若干変わります、乗り継ぎの関係でですね。若干変わります。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

議案第 21 号をお願いします。

今回、消防団員の定数を見直されたということは非常に私は良かったんではないかなと思っております。

今回 37 名の減ということで、この 37 名の減によってですよ、私は昨日一般質問でやりました退職報償金の負担金 1 人 1 万 9200 円ですよ。

そうすると、37 名の減というから大体計算するとあって、その他にもありますよね。それをどのくらい削減なったのか、総務課長の方からちょっと説明させてもらってよかでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町長その前にですね、退職報償金のその負担金 1 万 9500 円。

○—△—

いやいや 200 円だと私は思う。

○町長（岡田伊一郎君）

200 円ですね。先ほど言われた、72 万 1000 円。72 万円ちょっと縮小になるんですよ、おっしゃるとおりですね。詳細を総務課長に説明させます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

当初予算にもですね、中身は載っておりますけれども。まず、9 款 1 項 2 目の 18 節に予算は毎年計上いたしております。

まず 1 つ目が公務災害補償分担金というのがございます。

これは、定数限りの単価が 2230 円になります。そして、それプラス他の消防作業従事者という単価もあるんですけれども、影響ありませんので引かれます。

次に、申し上げました退職報償金分担金、これが 1 万 9200 円になります。

そして消防賞じゅつ分担金、これが 150 円になります。火災の折に、ちょっと怪我した時に身体障害とかですね、そういった影響の時になどが消防賞じゅつですけれど。それが 150 円。

それと長崎県消防協会東彼分会に 150 円、これも定数掛けてしております。

全部これ足してですね、37 名掛けましたところ、80 万 4010 円ということで、80 万 4010 円ということになります。

ただし、これにつきましてはですね、東彼分会については 4 月 1 日基準ですけれども、その他の基準については 10 月 1 日になりますので、これが、影響額を及ぼすのは来年度、来年再来年ですね、令和 8 年度の予算からになるろうというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

詳細な説明ありがとうございました。

で、ですよ、今、37 名減らしたと理由が、2 つ理由は人口割と定数割ということで、総務課長から詳細な説明いただきましたけれども。これでやったらそういうことなんでしょうけども、現在、この 379 に対して現団員は約 280 名と。現在の消防団員数がですね、たぶんその程度。間違ったらあとで訂正してください。約 100 名ぐらいの定数と、現団員の団員数と約 100 名の開きがあるわけですよ。

これからあまりもう団員が多く望めないんじゃないかな。望めたとしても 100 名ぐらいの開きがあった、37 名じゃなくてももう少し今言った 80 万ぐらいの年間町の負担金が減ってくるわけです。

それが 50 名ぐらい減らせば、約 100、私の試算でいくと約 100 万円、削減ができるという試算になっております。

これ 50 名ではやっぱり厳しいんですかね、定数。現在の消防団の編成を先ほど言われましたけれども、実際定員数を減らしても、現在の応募者からすると、今の消防団の編成に大きな影響を及ぼさないんじゃないかなと私は考えているわけです。

だから、もう少し、もう一歩進んで 37 名じゃなくて 50 名程度まで減らすお考えはなかったのかどうか。やっぱり、大石議員、それはちょっと厳しいよという考えなのかどうか。その辺の町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、今度退職されていく方もいらっしゃるんですけど、補助団員もまたその方、辞めた方も追加して新入団員も推進していきませんので、先ほどおっしゃったように、どこの町もですね、ギリギリまではしてなくて、やっぱりそういう形になっておりますので、今後の展望を見ながら、ずっと随時変更はできますので、今回はこれで行かせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

同じ議案第 21 号なんですけれど、現在、岩手県ではですよ、大船渡市が森林火災が発生していますよね。今回減らされたのは良かったんですけど、こういう森林火災とかですよ、あった場合にですよ、減らして良いのかっていうのが私はちょっと疑問がありまして、これに面積割が入れなかったのかどうかです。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

本来であればですね、定率割という言い方じゃなくて面積割という言い方にしようと思ったんですけど、どうしても山のですね、どうしても山をどこまで範囲に含めるかという部分もあってですね。

先ほど申し上げましたように、佐世保市消防局にですね、どうやって決めているんですかと。厳密そういった決め方はないとおっしゃったんですけども、最低10人はおるようという事で、少なくとも定率割の方で絶対10人以上、各分団がなる割合が3分の1でございまして、前回の定数が決まった時点での定数にその3分の1を掛けた時に全部の団が10以上を超えたということでですね、それプラス人口割で十分そういった人数は加わりますので、一応こういった、考え方としてはですね、何かしらケースがないと難しかったので、こういった形で各分団長とも協議を行って、同意のもこの数字を出しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

同じですけども、お尋ねですけども、消防団員の定数ですね、これは交付税算出の基礎となります基準財政需要額にカウントされるのか、されないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

財政管財係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり財政管財係長。

○財政管財係長（中島正剛君）

交付税の計算の中で出てくるものは実際に使った金額を基礎額で割り戻して人数を求めてという形になりますので、条例定数は影響を与えるものではありません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員がおっしゃった今の実在の消防団員数ですね。

実団員数がですね、基本単位で293名です。おっしゃるとおりで。補助団員が33名いらっしゃるんで、合計326ってということで登録をしているところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号東彼杵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって議案第 19 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 57 分）

再開（午前 11 時 07 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案第 21 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の答弁の中で訂正をしたい旨の申し出がっておりますので、それを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど大石議員から 1 万 9200 円という最初の説明が、ちょっと私たちが間違っておりまして、町から総合事務組合にあるのが 1 万 9500 円なんです。それで予算も算出しておりますので、それで手数料を総合事務組合が取って国に納めるのが 1 万 9200 円。町からは 1 万 9500 円ということで訂正をさせていただきます。すみません。

日程第 19 議案第 23 号 東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 19、議案第 23 号東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 23 号東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、遊休施設の活用を目的とし、行政財産から区分替えし、私権の対象とするためでございます。詳細につきましては教育長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、議案第 23 号東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

改正内容は、辺地地区に係る地区住民の社会教育、体育、その他、住民の文化活動発展に資するための集会施設として、2 つの施設がございます。そのうちの 1 つであります大野原周辺地区集会所について、当該条例に基づく施設とした行政財産区分から普通財産区分に変更するため、条例改正を行うものでございます。

なお、大野原周辺地区集会所は、昭和 57 年に建築され、既に 42 年が経過し、また、構造は鉄骨造でありますので耐用年数 34 年を既に経過している状況でございます。

それでは、議案 2 枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

条例第 2 条の位置及び名称について、改正前の大野原周辺地区集会所の名称及び位置を削除いた

します。したがって、改正後はみどり集会施設のみとなります。改正内容は以上でございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

このたび行政財産から外すということなんですけれども、今後のこの大野原周辺集会所ですね、これの利用目的あたりをどのようなことを考えておるのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、今、陸上養殖をですね、計画をいたしております、エビですかね、その辺の、そこでまずやってみるってということで施設を利用するということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

陸上エビ養殖ということですが、それはそれで当然業者がされるんでしょうけれど。町じゃなくて、町営じゃなくて民営でされるんでしょうけれど、そこら辺の時のその借地契約ですね、そういうのは今から作られるんですか。どういうふうになれるのですか。

もう少し具体的にどのぐらいの時期からどういうところの業者というような内容がわかれば、その範囲内で説明していただきたいと思いますけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

陸上養殖に関しましては、もう公募を行いまして事業者が決定しております。

事業者につきましては、長崎市にあります業者さんで株式会社小笠原という業者がもうされることが決定しております、貸付にいたしましては、建物の耐用年数が過ぎていることと、ここ3年ぐらい全く利用がなかったということで、建物に関してはもう無償で土地の値段分で年間3万円ということで公募しておりました。それで事業者が決定しております。

決定しておりますので、普通財産にこれに変わりましたら、早速貸付に関する契約を締結をするようにちょっと準備をしたいと思っております。

事業者さんが中の設備とか全て費用を出されて設備を整えられます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

これは行政財産、普通財産になるわけですよね。そうしたら辺地債で建てた建物と思うんですけど。これは、逆に言えば売られんわけですか。法律的な面で何か土地建物を売るというようなことができるのか、できないか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この償還期間はもう終わってしまっていて、売却しようとするにはできるんですが、まず今回試験的にですね、ちょっと初めての対応ですのでそういうことで、もし成功したり定着すればそういう形で施設としてはもう売却をしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 23 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 24 号 不動産の無償貸付について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 20、議案第 24 号不動産の無償貸付についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 24 号不動産の無償貸付についてでございますが、提案理由につきましては、地方自治法 96 条第 1 項第 6 号の規定により、町シルバー人材センターに貸し付けるためでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

町長に代わり、議案第 24 号不動産の無償貸付について説明を加えます。

大型商業施設の進出が予定されておりまして、解体予定の農民研修センターに現在入居している東彼杵町シルバー人材センターが、普通財産である旧実松医院へ移転をいたします。

本町の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条第 1 号には、無償貸付するためには、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と定められておりますが、「東彼杵町普通財産貸付規則」第 6 条第 2 項第 1 号には、無償貸付の基準として、「収益を目的としない借受けについては、無償で貸し付けることができる」と定められております。

東彼杵町シルバー人材センターの事業内容は、収益事業となっておりますが、高齢者の健康と生きがづくり、また、社会参加という公益的な目的のために活動している団体でございます。加えまして、現在入居している農民研修センターにつきましても、光熱費以外の使用料は無償となっております。

以上のことから、地方自治法第 96 条、議会の議決が必要な案件として、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」とあることから、本普通財産を無償で貸し付けることについて議決を求めるものであります。

なお、貸付期間を 10 年以内としておりますのは、東彼杵町財務規則第 105 条第 1 項第 4 号に、建物その他の貸付期間の上限が 10 年と定められているためございまして、使用貸借契約においては、1 年ごとの更新とする予定でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

これは付託事業ですけど、現在ですよ、山住医院さんが入っているかと思うんですけど、山住医院さんとの契約の最終日ですね、がわかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今の契約がですね、4 月いっぱいとなっております。それ以降になるかと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

何回か質問をするのでまとめてお伺いします。

まずですね、無償貸付となっておりますけれども、先ほど収益を目的としないものについては無償貸付ができるとなっている。それからすると今回シルバー人材センターは収益を目的としている組織だと私は認識しているんですよね。だから、これからすると、相反している。これはちょっとそれと整合性が取れないんじゃないかっちゃうのが第 1 点。

それからもう 1 つ、社会福祉協議会というのが総合会館にありますけれども、あそこも、あそこは収益を目的としない組織集団でありますけれども家賃をとっておりますよね。ね、それとの整合性はどうか、これが 2 つ目です。

3 つ目、これを購入する、旧実松病院を購入する目的が、整形外科の医院を誘致するっちゃうのは当初の目的であり、多くの議員がそれに賛成をして議決した内容。

その目的、議案を提案されてからまだ 1 年。誘致をもう町長はもうこの前ちょろっと断念したっていうようなことを言っておられましたけれど。もう断念、誘致をする、誘致活動っちゃうのを完全に破棄されたのかどうかですね。それ 3 つ目。

次、4 つ目いきますよ。今回貸し出すところは 2 つ施設になっています。鉄筋コンクリート、今まさに山住医院さんが 4 月まで借りて診療行為をやっている施設。これ 3 階建ての建物です。

そして、木造セメント瓦建、これが今回、200 万、前回の補正予算で約 200 万の補正予算立てて移転費用と改造費用ということで、本来ここに、木造セメント瓦の所にシルバー人材センターの事務所を作るというふうに担当課長から聞いております。私はここをですね、逆じゃないのかなと思っておるんですよ。

どうせ、もう上限 10 年、1 年更新で契約されるということなんですけれども、使うんであればこの鉄筋コンクリートの方をシルバー人材センターの事務所で使い、今の木造の方を資材置き場にされたほうが適切ではないのかなという質問です。今、4 つ言いましたよね。よろしいですか。それについて町長の見解を聞かしてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにシルバー人材センターは収益もしておりますけれども、高齢者の働く生きがいとか、健康維持のためにそういう目的でシルバー人材は当初設けられたものですから、今までもそういう形で町の施設を利用して無償で電気料ですかね、それはもうもらっておりますけれども、そういう形でやっていたことを引き継ぐということでございます。

それから、社会福祉協議会がとっているのではないかと、使用料。これはですね、介護事業を行っております、その辺でちょっと社会福祉協議会の収益が上げているんですよ。介護の事業ですね。

それから実松病院の先生も当初の目的で誘致を断念したっていうのは完全じゃなくて、ずっと並行して行いますけれども、そのために、間というか、今 3 番目、4 番目と一緒にありますけれども、事務所はもう移転してそこでずっとしますけれども、資材置き場ですよ、シートでいつでも撤去で

きるような形で、医院がもし、どうにかして結果決まればですね、お願いをすぐもうどこかにまた資材だけは移動させるという形で私が考えておりまして、こういう形になったんですが。

本当にですね、医療の方は非常に厳しくあちこちあたっています。郡の医師会もそうですけれども。例えば町立病院とかあったら、ちょうど長大とか研修医の先生とか派遣ができるんでしょうけれども、うちはまだ町立病院とかなくて、どこかの名義貸しでははないですけど、医院さんがですね、片手間に作って、そこだったらそういう形で整形外科とか、週3日とかできるんじゃないかなと予想してたんですけど、なかなかその辺もうまくいってなくてですね。

ただ、大石議員がおっしゃるように、諦め、完全に諦めていないんですが、急に決まるということがちょっと厳しくなったことで断念して、とりあえず使わせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

整形外科の誘致を諦めたわけではないという認識でよろしいわけですね。

で、ですよ、今、これ他の同僚議員からの意見、立ち話の中のやつですけど、これも有力な案かなと私思ったんですけども、将来的に整形外科じゃなくてもですよ、町内には整骨院みたいな仕事をやってる方が複数おられますよね。ああいった施設をあそこに誘致するっちゅうのも、一つの整形外科に断定するんじゃないくて、そういったやつに活用するっちゅう案もあるんじゃないかなと、私は、もう立派な建物ですからね。それも検討していただきたいなど。その辺の町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、町内に2か所ありましてですね、今の人口規模でどうかなっていうところもありますが、今そういう学校に行かれてる方で町内の方で、そういう話が上がってきた時にですよ、また再度協議をさせていただきたいんですが、今のこの人口、患者、町内の、全域のですね、他所から通っていただける所はもう別なんでしょうけれども。そういう形でもし利用できればですね、そういう形でいきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3階建ての実松さんの今の現状、物置にするにはあまりにももったいない、購入。あれ、いくらで購入したかっていうと、あれ土地代だけででしたよね、1000万円ちょっとあったかなと記憶しているんですけども。

そういう立派な高額の金を出して買い、施設も立派である。それを入り手がないからと言って資材置き場として活用するとは、ちょっとどうかなという私は思っております。

で、ですね、もっともっこの活用するための募集をですね、もっと先ほど言ったように、整形

外科に関わらず、あの建物を有効活用するような募集をやっていただきたいな、これが 1 つです。

それからもう 1 つはですね、もしあそこに活用したいといういろいろ民間企業が出てきた場合、またシルバーの人は資材をどっかに持っていかなきゃいかん。事務所もあそこだけで資材置き場はどこに、別の場所を見つけなきゃいかんわけですね。そうするとまた今の木造のセメントのところの事務所をまたどっかに移転しなきゃいかんという状況も出てくるのかなと思うんですよ。

そういったことを踏まえてですね、よくシルバーの人たちと、「あなたたち、1 年更新 10 年以内として 1 年更新でやりますけれども、もしあそこに施設を活用する民間企業の方がどなたが出てきた場合に、また出ていってもらいますよ」という、何て言うんですかね、了解はきちっととおられるんですかね。その点をちょっとお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1 年 1 年の了解はとっておりませんが、もし何かあった時にはもう当然移動をお願いするということで、当初私がお願いしたのは大楠小学校が利用できないかなと相談をしたんですが、利用者の方がこの町部の方が多くて、高齢者で、なかなかお金を持ってきたりするのにちょっと不便だということでお話を聞きましてですね、そういう方、そうしたらもう断念しまして、私の考えではもう、実松先生、元旧実松医院さんのところも医療関係だけでもどうしても長くなってうまくいかなければ、シェアハウスみたいなですよ、そういう形でも施設が丈夫なうちはですね、考えていかなければいけないのかなと私だけ個人的に思っているところでございますので。

まず今度の移転だけ短期間に考えているわけじゃなくて、そういう形で話はしていますので、シルバーの代表者の方もですね。そういうことでございます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほどの同僚議員の質問にちょっと重なる部分があるんですけれども、当初、実松医院の跡地を町長は整形外科とか小児科とか、そういった病院、医院ですね、これに限って考えておられるようでございますけれど、先ほど同僚議員が話あったように、町内には 2 か所整体師、また鍼は自宅でされる所が 2、3 か所ありますですね。

そういったことで、私、病院以外の、例えば整体をしてから鍼を打つとか、そういう方も結構いらっしゃるんですよ。ですから、そういう複合的な施設を作ったらどうかというアイデアでございまして。

またお聞きしてるのはですね、2 か所ともちょっと場所を借りてされているんですけれど、家賃が非常に高いと。最近また値上げの交渉もされてきたということでですね、非常に家賃で困っております。

そういうことを鑑みるとですね、今後の需要とか、今後のその高齢化を考えますと、私、病院よりもそういった整体師とか鍼灸ですね、そういったものの複合施設をあそこに町が斡旋して募集したらどうかという考えが以前からあったんですけれど、そういう発想の転換といいますか、それ

はどうでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まずは医療関係でっていう私が申し上げておりましたので、努力をさせていただいて、その後どうしてもと言うなればまたそういう方向で検討していきたいと思います。

先ほど言いましたように、今学校に行ってらっしゃる方もですね、町内でもしすれば場所がどこかないだろうかという話もお聞きしておりますので、そういうのを含めてしてみたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

貸付する不動産についてちょっと確認なんです、土地について 959.66 m²の一部、建物について 1 階の 299.28 m²の一部ということで表記されていますが、どこ部分を想定されているのかご説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

まず土地につきましては、メイン部分をですね、平屋の方とその間の通路、それをまっすぐ道路まで伸ばした部分と、正面鉄筋コンクリートの医院部分の正面入口の所まで借りていないと通れませんのでそちらの部分というふうの使用貸借契約の中でうたいたいと思っております。

299.28 m²の一部と申しますのが、現在の資機材倉庫が 54 m²を農民研修センターの方で使っております。こちらは立体的に壁にかけたりとかいろいろ縦積みされてその面積になっておりますので、どうしてもその倍程度の面積は必要になるだろうと思っております。旧待合室と診察室、リハビリ室の部分を想定しているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 24 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 21 議案第 25 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 21、議案第 25 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 25 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 9227 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 78 億 6618 万 1000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは障害介護給付費 1480 万 3000 円、施設型給付費 5402 万 8000 円などの追加。歳入の主なものは国庫支出金 1 億 2009 万 9000 円の減額、町債 1 億 5380 万円の追加でございます。詳細につきましては、財政管財係長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり財政管財係長。

○財政管財係長（中島正剛君）

町長に代わり議案第 25 号についてご説明いたします。

19 ページをお開きください。3 番歳出から説明いたします。

まず最初に、このページ以下、歳出を減額したものにしましては、実績等により不用となったものを減額しております。また、財源更正と書かれたものも、実績により財源内訳を更正しています。それらにつきましては、説明を省略させていただきます。

22 ページをお願いします。

2 款 1 項 12 目公共交通事業費 18 節負担金補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金は、JR 九州バスの運行補助金になりますけれども、バス運行の収支見込みから補助金 200 万 7000 円を追加いたしました。

23 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目税務総務費 3 節職員手当等は、税務職員の時間外勤務手当について不足見込みから 92 万 6000 円を追加しました。

次は、27 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 12 節委託料の配食事業委託料は、実績見込みから、不足分 15 万 6000 円を追加しました。27 節繰出金の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費などの補正財源として繰出し費用 263 万円を追加しています。

3 目の障害福祉費 19 節扶助費では、障害介護給付費や特定障害者特別給付費について、不足見込みから合わせて 1533 万 2000 円を追加しました。

28 ページをお願いします。

3 款 2 項 2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の施設型給付費は、認定こども園に対して支給するものですが、公定価格の増額に伴い、給付費用が増額となることから、不足見込み 5402 万 8000 円を追加いたしました。

29 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 19 節扶助費では、未熟児養育医療の給付見込みから、不足分 40 万円を追加しました。

2 目予防費 22 節償還金利子及び割引料の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金前年度返還金は、実績による精算を行い、補助金の返還を要するため 185 万 5000 円を追加しました。

31 ページをお願いします。

4 款 2 項 2 目し尿処理費 18 節負担金補助及び交付金の東彼地区保健福祉組合（し尿処理施設）分担金は、実績から不足分 22 万円を追加しております。

次は、44 ページをお願いします。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費 3 節職員手当等は、社会教育職員の時間外勤務手当について、不足見込みより 40 万円追加しました。

47 ページをお願いします。

12 款 1 項 1 目元金、また、その下の 2 目利子 22 節償還金利子及び割引料は、地方債償還の元金及び利子等になりますが、支払い予定からそれぞれ 70 万円と 241 万円を追加いたしました。歳出は以上になります。

次は、9 ページをお願いします。2 番歳入になります。

14 款 2 項 2 目衛生費負担金では、未熟児養育医療の保護者負担分として、8 万円を追加しました。

10 ページをお願いします。

16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金は、施設型給付費の国負担分として、1605 万 7000 円を追加しました。3 節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費の国負担分として、766 万 6000 円を追加しています。

その下、2 目衛生費国庫負担金 1 節保健事業費負担金では、未熟児養育医療給付費の国負担分として 16 万円追加しました。

これらの事業については、12 ページの 17 款県支出金でも県負担分を同様に追加しております。

この後、11 ページ以降の歳入については、交付金の実績や事業の実績などに伴い、収入を増減いたしましたので、説明は省略いたします。歳入については以上です。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正になります。

4 ページ及び 5 ページの事業名に挙げております 18 の事業について、年度内に事業が完了しないため繰越しをお願いするものです。補正後の繰越明許費は、合計 16 億 1343 万 7000 円となります。

6 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正になります。

起債の目的に挙げております 11 事業の起債について限度額の補正を行ったものになります。

最後に、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、7 ページ、8 ページの事項別明細書、48 ページ以降の給与費明細書は、歳入歳出の積上げですので説明を省略いたします。説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

付託事案ですけど、44 ページのですね、社会教育費の時間外勤務手当の追加が上がっていますが、教育委員会ではすよ、土曜日・日曜日の行事等ありますが、職員の健康状態を考えればすよ、時間外が増えるのはちょっと好ましくないのかなと思ってますが、十分、職員のですよ、時間外に對しての考え方ですね。そのところの考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

時間外の職員の対応につきましては、議員からもご提言ご助言いただきましたように、健康状態に十分留意してですね、対応すべきだものと考えております。

そう言いながらもですね、いわゆる土日のいろいろ、特に大会行事、イベント行事ですね、どうしてもそこにおきましては休日開催等がございまして、やむを得ない部分もあろうかなと思います。

ただ、その前段の準備におきましては、十分関係職員でシェアをしながらですね、特定の職員に負担にならないように、そういった配慮しながら対応していきたいと思います。

また、今回につきましては、コロナ禍が明けましてですね、非常に従前のイベント行事に戻ってきております。そういったことも含めてですね、今後、次年度等もですね、対応を変えていきたいと思いますので、十分、やはり健康等の対応についてはですね、配慮しながら、取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

4 ページをお願いします。

繰越明許費補正ということで上がってきてますけれど、これに該当するかどうかわかりませんが、町長にお尋ねしたいことが 1 件あります。

補正予算でですね、口木田川、大音琴川の浚渫工事上がってましたよね、ダンチクとか河川をやるやつが。あれが今のところ現地見に行ったら、工事がまだ開始されていないような気がしているんですけど、それが今年度中に終わるのかどうかच्छゅうと、その点と。もし終わらなかったらこの繰越明許費の補正として上がってこなければいけないのかなと。その辺がどうなのか。ちょっと町長にお尋ねしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大音琴川がですね、1回不調になって、再入札をしてちょっと遅れた状況でございますけれども。不調というか、入札で落札しなかったということでまた再度したんですけれども。詳細についてちょっと財政管財係長に説明させます。財政管財係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり財政管財係長。

○財政管財係長（中島正剛君）

こちら5ページの変更分ですね、の中の土木費河川費、河川管理費の中の補正前の額で、2億4500万円と書かれています、こちらの方に浚渫工事が含まれてますので、こちらが補正5号の時点で繰越明許をお願いしたのになります。こちらに含まれております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ということは、これで繰越明許費が上がってますから工事が着手されるということで安心しました。

これちょっとお聞きしたいんですけれども、さっき町長は、大音琴川の方は不調に終わったって言うんですけれど、1回、あれ1回決まってきましたよね、業者の名前も。落札したやつを補正予算の時には、私が記憶しているのが2社あったと思います。口木田川と大音琴川、1つは中野組さん、もう1つは山田組さんだったんですよ。

もう1つ、小音琴川の方は金額が違ったから上がってきてませんでした。ですね。

で、それが不調に終わったっていうのは、なぜ不調に終わったのかなと。あそこ補正予算で名前まで上がっていたにも関わらず、なぜ不調になったのかな、ちょっと違和感を覚えてます。それ1つ。

それからもう1つ、いつから工事を着手されて、いつごろ終わるのか、この辺のところ概略、見通しがですね、わかったら教えてください。やっぱり地域の人たちが非常に興味を持っておられますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

3河川浚渫工事を出しております。大音琴川につきましては、工事延長が長かったものですから2分割にさせていただいております、今、4業者受注をされている状況でございます。

ただ、4業者ともですね、年度内受注もたくさん持たれてまして、なかなか現場の方に入っていないというのが現状でございます。

工期につきましては、まず取水期前までの工事を1回しまして、取水期に入るとどうしても河川

の浚渫というのは厳しくなるものですから、そこで一旦工事が終わらなければ中止、中断をかけて、また 11 月以降の渇水期の工事になろうかなとは今の現状では思っておるところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

先ほど繰越明許の話で 4 ページ 5 ページ、16 億 1300 万円繰越しということで、全体 78 億のうちの約 2 割ぐらいが繰越しということで数字が上がっているんですけども、この 16 億円のうち元々当初から入っていた部分もあると思います。

補正で上がった分はやむを得ず繰越すっていうのはわかるんですが、年度当初からの予算がある分については、もう少し年度当初から計画的に執行していただいて、繰越しを圧縮するような体制をとっていただきたいと思うんですが、町長、どうお考えですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ確かにですね、児玉議員おっしゃるように当初予算に上がったのが、最初スタートするのがちょっと遅れた、出遅れた事業もございまして、本当に私職員にも厳しく注意はしているんですけども。

仕事をやっぱり先に先にしていく人が仕事ができる人だなと考えておりますので、もう当初予算に上がったらすぐ計画をして実行するような体制をまたとっていきたいと思っています。

今回はですね、本当に今指摘にあったような事案が見受けられましたので、誠に申し訳ございません。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 25 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 22 議案第 26 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 23 議案第 27 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 22、議案第 26 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、日程第 23、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 26 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2276 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2541 万 6000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは保険給付費 2027 万 1000 円、歳入の主なものは、国庫支出金 596 万 5000 円、繰越金 559 万 3000 円などでございます。

次に、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 101 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4556 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は広域連合納付金 101 万 9000 円、歳入は後期高齢者医療保険料 101 万 9000 円であります。以上 2 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正な決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 26 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、町長に代わり主なものをご説明いたします。

歳出から説明いたします。議案資料の 12 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費です。こちら、法改正対応にかかる国庫補助が決定したことに伴う財源更正となっております。

13 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等の給付費が不足する見込みであることから、2330 万円を追加計上し、特定施設入居者生活介護につきましては、実績見込みから、820 万円を減額しております。差し引きで 1510 万円の増となっております。

以降、19 ページまでにつきましては、同様に実績見込みによる増減を行っております。

20 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目償還金 22 節償還金利子及び割引料につきましては、令和 6 年度長崎県地域支援事業交付金の精算による返還金を追加計上しております。

戻っていただいて、5 ページ、歳入をご覧ください。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分介護給付費負担金を 405 万 3000 円追加計上しております。これは主に、歳出、居宅介護サービス給付費の追加計上に伴う国庫の法定負担金の増額になります。

以降、10 ページまでにつきましては、サービスなどの実績見込に伴う国、県、町の法定負担に伴う追加計上を行っております。

11 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため 559 万 3000 円を計上しました。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わり説明をいたします。

議案資料の 6 ページをお願いいたします。

歳出、2 款 1 項 1 目保険料等納付金 18 節負担金補助及び交付金につきましては、当初予算計上額と現在の調定額との差額 101 万 9000 円を追加計上しております。

戻っていただきまして、5 ページ、歳入をご覧ください。

1 款 1 項 2 目普通徴収保険料を 101 万 9000 円計上しております。こちら普通徴収保険料納付があった分を、その分の差額の計上になります。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

議案第 27 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 57 分）

再 開（午後 01 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 24 施政方針説明（町長）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 24、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、施政方針を行います。

はじめに、我が国経済は現在、デフレからの完全脱却を目指し、成長型の経済に向けた千載一遇の歴史的チャンスを迎えています。

また、物価上昇が賃金上昇を上回る状況が続いており、消費は依然として力強さに欠けるものの、今後は景気の緩やかな回復基調の中で、賃金上昇が物価上昇を上回ることが期待されています。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2024」においては、物価上昇を上回る賃上げの定着及び戦略的な投資による生産性向上により、少子高齢化・人口減少の克服、豊かさと幸せを実現できる持続可能な経済社会の実現に向けた方針が示されています。これらの国の施策の動向を注視し、適切に対応する必要があります。

本町の財政状況は、自主財源に乏しいうえ、昨今の物価高騰や人件費の上昇などの影響で予断を許さない厳しい状況にあるため、なお一層の歳出削減に努めながら、国県の交付金・補助金や過疎対策事業、民間との連携などを最大限に活用し最小の経費で最大の効果を上げるよう努め、安定的な財政運営の確立を図らなければなりません。

特に、過疎債については、本町の脆弱な財政事情では有効な起債であり、計画的、効率的に運用をする必要があります。

しかし、日本全体が人口減の中、過疎債の動向にも注視する必要があり、財政計画の中で、自主財源増を目指すためには、企業誘致や人口増などの課題に対して積極的に対応していかなければと考えています。

本町は昨年度から長崎県のご支援による工業団地整備計画や町独自の大型商業施設の誘致に向け、総力を上げて取り組んでいます。

県内でも優れた交通アクセスの利便性や豊富な地下水量を活かした企業誘致と、道の駅「彼杵の荘」への年間 100 万人の来場者数を活かした商業施設の誘致は、町の生き残りをかけた大型プロジェクトでもあり、持続可能な未来のために実現しなければならない最重要施策であります。

新庁舎建設につきましては、頻発化、激甚化する自然災害に備え、災害対策本部機能を保持できる環境を確保して建設しなければなりません。

昭和 36 年に建設された国道側の庁舎は耐震機能もなく、特に彼杵川沿いの部分は後で増築したもので、非常に危険な状況となっており、長崎県から除却命令も下されていますので、一刻も早い

建替えが必要です。

現在、各地区の町政懇談会で説明しているとおり、令和 10 年 4 月着工し、令和 11 年 12 月末竣工、令和 12 年 2 月開庁の予定で進めてまいります。

また、社会保障費の増加、既存施設の解体などにも多額の費用が見込まれるため、将来の財政状況を見極め、交付金や補助金等を最大限に活用し、実質公債費比率の見通しも注視しながら事業を展開しなければなりません。

現在、地域のご協力を得ながら、原材料支給で町道や水路等の維持補修等を進めていただいておりますが、高齢化の進行に伴い、その対応さえも非常に難しい状況になっています。

特に本町は県本土の 6 町（新上五島町・小値賀町を除く）の中では面積が最も広く、山林が約 60% を占めている現状では、行政経費が嵩むのは必至であります。そのような中でも創意工夫を重ね、住み続けたい町にするために全力で取り組んでまいります。

今後、上下水道管の耐震化も進めなければならず、町道の維持管理、河川等の整備や農林水産業、商工業の振興、生活・産業基盤など必要な事業におきましては、活用できる範囲で過疎債（交付税措置 70%、据え置き 3 年、償還年限 12 年）を有効活用するとともに、可能な限り交付税措置が高率な起債適用についても緻密な計画のもとに事業を推進したいと考えています。

その他、県内外からの移住促進のために、千綿駅、長崎自動車道の大村湾パーキングなどの夕陽の美しさや、茶畑から見る大村湾など景観資産を活かす施策を展開することと、年間 100 万人以上の来場者数がある道の駅を町のコアとして位置付け、併せて特別町民の皆様のお力をお借りしながら、東彼商工会、町観光協会を中心に、そのぎ茶市や花火大会において移住定住促進に向けて更なる町の PR を行っていきたいと思っております。

施策を実行するにあたり、職員の方々のご支援・ご協力がなければ、行政は一步も進みません。町の発展は職員力にかかっています。全ての職員が現下の状況を真剣に捉え、自ら新しい発想を提言し、積極的に DX、自治体間連携業務、民間委託を取入れ、事務効率化や徹底した経費節減を行いながら、質の高い業務に取り組み、前例踏襲ありきの考えを捨て、現行の事務事業の必要性、効果等を再検証し、新規、廃止、見直しを積極的に検討し、真に必要な予算の確保で着実な事業展開を進めてまいります。

令和 7 年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

1、大阪・関西万博地方創生 SDGs フェス出展について

出展テーマは「AI キャリア教育」で、来場者がタブレット上で自身に関する質問に回答し、AI が導き出す「もしかしたらの未来」と現状の差を楽しむというものです。

世の中には多種多様な職業がありますが、来場者には、AI が導きだしたキャリア形成のための選択肢を発見していただきます。町が実装を目指す AI キャリア教育を知っていただくことで、町の認知度を高めることを狙っています。

ブースを体験してくれた来場者に「そのぎ茶」ティーバッグを配付し、いつか東彼杵町に行ってみたいと感じてもらえる雰囲気をつくり、交流人口および移住人口増を目指したいと考えています。

また、住民と参加国の交流を支援する「万博国際交流プログラム」に参加します。すでにオランダの方が本町に移住し、「そのぎ茶」を海外に広めるためインバウンドの対応を行っていただい

ているので、万博終了後もオランダとの交流を模索していきたいと思っています。

2、子育て支援について

少子化が進む中、町立小中学校の給食費無償化の継続、地産地消の推進により、子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担軽減に努めるとともに、すべての児童・生徒が平等に良質な給食を受けることができるようにします。

さらに保育料の完全無償化、小中学校入学祝い金（小学生 3 万円、中学生 7 万円）給付、高校・大学への通学経費の支援など引き続き、子育て世代の費用軽減を図ります。

これらの施策により、子どもさんと一緒にご家族が移住していただいているお陰で、2 年連続で人口が社会増となり、高齢化率も 39% 台に留まっていますので、これからも「東彼杵町」に住みたいと思われる支援を行ってまいります。

3、公営住宅建設について

（仮称）新駄地団地については、3 階建て入室戸数 24 戸の住宅を千綿小学校下に建設が始まりましたので、団地名の公募を行います。現駄地団地については、宅地としての活用の協議を進めます。

移住者増に伴う宅地造成については、引き続き民間資金での開発を誘導し、人口減少の緩和を図ります。また、子育て世代への政策の浸透を通じて移住・定住の促進を図ります。

4、デマンド交通事業について

デマンド交通は、面積が広く交通システムが脆弱な本町のような地域に適した交通手段です。路線バスや電車などのように、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定した時間、指定した場所（役場・病院・店舗など）へ送迎する交通サービスです。

町では少子高齢化が進み、マイカー無しでは生活ができない地区が多く、車が必需品ですが、今後、高齢者の運転免許証返納者が増大することが予測され、移動手段の確保を促進しなければなりません。

地方では公共交通はライフラインであるため、我が町も地域の状況に応じた公共交通を構築する必要があります。

昨年度から実証運行を行っているデマンド交通を、本年 4 月 1 日より 8 人乗り車両 2 台体制による本格運行を開始し、本町の公共交通体系を町営バスとデマンド交通の 2 系統にします。利用者が安心して利用できるよう車両の走行位置が分かるロケーションシステムを採用し利用率の向上を図りながら、新たな地域公共交通に取り組みます。

5、移動手段利便性の向上について

国道 205 号の渋滞解消に向けた地域高規格道路「東彼杵道路」につきましては、昨年度から環境アセスメント調査に着手されています。

引き続き、県や関係市町と連携を図りながら、国に対し要望活動を行い、予算の確保につなげていかなければなりません。

2 月 13 日に東彼杵道路建設促進期成会会長の宮島佐世保市長及び県選出国會議員 金子容三代議員と、国土交通省、財務省へ要望活動を行いました。

特に東彼杵道路は県庁所在地の長崎市と県第二の都市である佐世保市とを結ぶ大動脈路線で、インバウンドの大型クルーズ船も長崎港・佐世保港に就航している現状の中、大村市の長崎空港もあ

わせ、県内観光客周遊の要衝になることは間違いないと考えます。

また、高規格道路の完成により時間短縮と国道 205 号の交通渋滞緩和と、人流・物流への最大効果も発揮でき、一日も早い工事着手を目指します。

6、農林水産業の推進について

そのぎ茶振興については、引き続きプレミアム戦略事業を展開し、そのぎ茶の魅力を発信するセミナーの開催や、アンバサダー自ら PR 活動を行い、そのぎ茶のブランド化を進める人材の養成を進めます。

また、日本一奪還のため、主体である茶業部会へ手摘み経費等の助成や、内質審査向上のための対策を講じます。

アスパラガス、いちごなどの施設園芸には、セーフティネット共済への加入促進事業補助による経営の安定、その他農地保全及び多面的機能の維持を図り、ハウスの長寿命化に要する補助を行います。

畜産振興については、肉用牛肥育経営安定交付金制度加入継続のための支援及び牛舎等長寿命化推進事業、経営安定対策等の支援を行います。

また、農作物の付加価値向上に向け、有機栽培など環境保全型農業の取り組みを拡大します。

有害鳥獣の捕獲事業については、千綿、彼杵、長崎県の猟友会のご協力をいただき、活動等に対する助成を行い、農作物被害の軽減を図ります。

林業については、本町の面積の約 60%を占めている森林への関心の薄れや後継者不足などから、手入れ不足の森林が増加しています。

今後、森林環境譲与税を活用して、森林経営管理業務や保育間伐事業などを森林組合に委託し事業を進めます。

森林が二酸化炭素を吸収し、水源を涵養するなど果たす役割を子どもにも知ってもらい、森林整備によって災害防止につながることや、海を豊かにすることなど啓発し、山の恵みについて再認識してもらう取り組みを、東彼杵郡森林組合と一体となって、林業振興や地域の活性化を継続して進めます。

水産業については、種苗放流による水産資源の確保や海底耕運による漁業環境の改善を図るとともに、水産多面的機能発揮対策事業による干潟の保全を行います。

現在の洋上養殖の現状は後継者不在、水質環境悪化、赤潮被害などで不確実な要素が多い中、遊休施設の有効利用のために、事業に精通しているアドバイザーの協力を得ながら陸上養殖事業を進めたいと考えています。

町内、水産関係者の雇用場として、新たに道の駅「彼杵の荘」に隣接して建設される農水産加工施設での働き手確保に協力いただき、ふるさと納税の一翼を担えればと思っています。

7、起業家支援について

スタートアップ事業者の移住・定住による人口増加や雇用及び産業の活性化により、町外からの来場者数も増加している現状となっており、転出者数より転入者数が上回っています。

今後も町内在住の方々も含め、町の魅力発信と来訪者に対する「おもてなし」でさらに多くの方に町を知ってもらうきっかけとなっているため、引き続き助成を実施します。

8、教育環境の整備について

小中学校において、GIGA スクール構想に伴うタブレット端末を 540 台購入します。これは 2019 年に購入した端末の更新に加え、高速ネットワークの整備をさらに発展させ、ICT 技術のさらなる活用や高度な教育コンテンツが期待されます。

さらに児童・生徒の学習意欲の向上とデジタル教科書の本格的な導入により文字の拡大や音声読み上げ機能の利用、動画や双方向的なコンテンツの利用、検索が簡単にできることなど、児童・生徒の可能性を大いに高めるのではないかと思います。

東彼杵中学校の校舎大規模改修については、引き続き、長寿命化対策として、校舎内壁側窓及び建具等の改修を行います。

9、文化の祭典について

第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭が「ながさきピース文化祭」として、令和 7 年 9 月 14 日から 11 月 30 日まで、県内各市町で実施されます。

本町も文化祭に全国から訪れる皆様を受け入れ、知名度向上につなげるよう、この機会を最大限生かしたいと考え、ふるさと芸能発表として、文化ホールで坂本浮立、蔵本浮立、コスモス太鼓などを計画し、ひがしそのぎカル茶フェスタ（食と文化の輪）として、そのぎ茶やクジラをメインに道の駅で交流できるようにしたいと考えています。

10、健康推進を兼ねたスポーツ施設について

グラウンドゴルフやゲートボールの会場である新港グラウンドや町民グラウンドの改修は完了し、ソフトボール、野球などができる環境は整備がほぼ完了していますが、今後の課題としては、室内競技のバレーボールやバスケットボールなどの会場整備が求められます。

彼杵児童体育館と千綿児童体育館は築約 50 年が経過し、かなり老朽化していますので、建て替えの時期も迫っています。

そのような中、彼杵児童体育館は新庁舎建設予定地として令和 8 年度に閉館、令和 9 年度に解体する予定となっています。利用者の皆様には、今後ご不便をお掛けすることになり、大変申し訳なく思っていますが、各学校の体育館などの活用により、今までのような活動ができるようにするための創意工夫をお願いしてまいりたいと考えています。

将来的には、窓枠が鉄製である千綿児童体育館も解体しなければ台風時など非常に危険です。

年間の出生者数を掌握し、児童・生徒数を予測しながら、学校施設のあり方も研究検討しなければなりませんので、新体育館の建設については、教育委員会と連携し、建設場所や既存施設の集約も含め、学校教育と社会体育との併用で計画してまいります。

11、建築施設・インフラ施設の整備について

道路インフラ整備については、基幹町道の改良は、引き続き、大野原高原線道路改良事業と中尾本線道路改良事業、辺地対策債を使った深澤道路改良事業を進めます。

町道維持管理については、原材料支給事業の拡充し、除草については、地域への依頼に加え、町で雇用する会計年度職員で随時実施します。

また、道路改良や河川浚渫整備は、極力、交付税措置がある起債で対応してまいります。

上水道インフラについては、引き続き八反田地区の一部未普及箇所への管路敷設や里地区の老朽

管敷設替えを実施します。

下水道インフラについては、処理場やマンホールポンプ場の設備更新に多額の費用が必要であり、令和 5 年度末の人口は 7,384 人であり、直近 10 年間の減少数は 1,027 人です。基本施策として、基準外繰入金の削減、経費回収率の向上を目指し、下水道使用料の見直しについても検討を進めます。

結びに、令和 7 年度の予算執行にあたり、本町の行財政運営はさらに厳しい状況であります。持続可能な町にするため、そして今を生きる方々と将来町を担う子どもたちのために、決断と実行をしなければならない課題が山積していますが、私は「未来への責任と覚悟」をもって政策を推進していきたいと考えています。

町議会をはじめ、町民皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、昨年度は各地区で町政懇談会を実施し、貴重なご意見も賜りましたので、丁寧な行政運営に努めてまいりたいと思います。

職員とともに総力を結集し、住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町を目指してまいります。

引き続き、諸施策に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終 19 日に予定をいたしております。

日程第 25 議案第 28 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 25、議案第 28 号令和 7 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 28 号令和 7 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65 億 9400 万円でございます。

債務負担行為につきましては第 2 表、一時借入金の借入れ最高額は 2 億円と定めています。

また、地方債につきましては第 3 表でございます。詳細につきましては、財政管財係長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり財政管財係長。

○財政管財係長（中島正剛君）

町長に代わり、議案第 28 号についてご説明いたします。

最初に、令和 7 年度東彼杵町一般会計予算概要をご用意いただき、7 ページをお開きください。

歳出の状況のページになりますけれども、表の一番下の合計欄になりますが、令和 7 年度の一般

会計予算総額は、65 億 9400 万円となりました。対前年度比 6 億 4600 万円、8.9%の減となっております。

義務的経費の人件費、扶助費は増額、また、その他の物件費では教育センター分室等の解体費を計上しており増額となっておりますが、投資的経費の普通建設事業では、昨年度、駄地団地建替工事を計上していたため、大きく減少いたしました。

これら合わせて、結果、予算総額は減少となりました。

主な増減内容については、こちら予算概要の冊子でまとめておりますので、のちほどご覧ください。

それでは、別の資料になります一般会計予算目別増減内訳書をご用意いただきご覧ください。

予算の内容につきましては、時間短縮もありますので、こちらで増減の内訳をご説明いたします。まず、7 ページをお開きください。

表のいちばん左にページという列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。予算書と見比べる際には、予算書左側に各目名が載っておりますので、のちほどご活用ください。

では、歳出の款項目順に説明いたします。

最初は 2 款総務費です。1 項総務管理費は、全体で 3 億 5785 万 3000 円の増額となりました。

内訳としては、5 目財産管理費では、庁舎・公用車管理事業において、ふるさと創生事業基金積立金の増や東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料の新規計上で 6638 万円の増、普通財産管理事業では、町教育センター分室他解体工事委託料や地区分収林購入費を新規計上しており、1 億 7410 万 2000 円の増額となりました。目全体では合わせて 2 億 4048 万 2000 円の増額となっています。

9 目電子計算費では、地方公共団体情報システム標準化に伴う行政システム改修委託料の増額やガバメントクラウド利用料を新規計上しており、合わせて 9729 万 9000 円の増額となりました。

10 目地域づくり推進事業費は、目全体で 3383 万 5000 円の増額となりました。

めくって 8 ページをお願いします。

地域おこし協力隊人件費の増など、地域おこし協力隊設置事業を 2316 万 2000 円増額しました。

11 目企業誘致対策事業費では、工場等設置奨励補助金を新規計上しており、3373 万円 8000 円を増額しております。

次は 2 項徴税费です。全体で 1200 万 7000 円増額となりました。

2 目賦課徴収費では、固定資産評価システム更新業務委託料など増額しました。

3 項戸籍住民基本台帳費では、標準化に伴うコンビニ交付システム連携再構築業務委託料など新規計上しており、932 万 5000 円増額となりました。

4 項選挙費では、1704 万円増額いたしました。県知事選挙及び参議院議員選挙費用を新規計上しております。

次は、3 款民生費です。

9 ページの 2 項児童福祉費は、7242 万 3000 円の増額となりました。

内訳については、2 目児童運営費では、認定こども園に対する施設型給付費の増額や多様な事業

者の参入促進・能力活用事業の新規計上などで2425万6000円増額しました。

4目児童福祉施設費では、学童施設の改修工事設計業務委託料や特定建築物定期報告作成業務委託料を新規計上しており1156万9000円の増額、5目児童手当費は、児童手当の増額により3724万円の増額となりました。

4款衛生費の1項保健衛生費は、全体で2716万円の増額となりました。

2目予防費では、地方公共団体情報標準化に係る健康管理システム改修業務委託料やガバメントクラウド運用管理補助業務委託料など新規計上しており、目全体で1463万9000円の増。

3目環境衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料を新規計上しており、1325万5000円増額となりました。

10ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費は、項全体で4777万5000円の減額となりました。

内訳になりますが、4目土地改良事業費では、里高速水路橋補修工事や中尾地区流末水路整備工事の皆減などで目全体で2396万7000円減額しました。

6目農業集落排水施設整備費では、下水道事業会計への出資金、負担金の減額により目全体で1762万円8000円減額となっています。

2項林業費は、2671万3000円の減額となりました。

3目林道費では、林道橋定期点検業務委託料を新規計上しておりますが、林道小音琴線改良工事などの皆減により目全体で2862万5000円減額となりました。

11ページをお願いします。

7款1項商工費においては、9476万2000円の減額となりました。

3目観光費では、龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事や龍頭泉トイレ改修工事の皆減により9127万7000円の減額となっています。

次に、8款土木費2項道路橋梁費は、全体で1億163万3000円の増額となりました。

2目道路橋梁維持・新設改良費では、道路橋梁改良事業において進入路新設工事委託料や西部線測量設計業務委託料を新規計上しており、目全体では4215万2000円増額しました。

3目社会資本整備交付金事業費では、大野原高原線道路改良事業において墓地移転料や新墓地造成工事を新規計上しており、目全体では5983万2000円の増額となっています。

3項河川費は、2億3207万8000円の減額となりました。

1目河川管理費では、浚渫推進工事費を皆減しており、その他合わせて目全体で2億4468万円減額しました。

5項都市計画費は、項全体で3346万2000円の増額となりました。

3目公園費では、やすらぎの里バイオトイレ設置費用を新規計上しており、その他合わせて目全体では3036万7000円増額しております。

12ページをお願いします。

6項住宅費では、駄地団地建替建築工事の皆減などにより8億4434万3000円の減額となりました。

次は、9款1項消防費ですが、項全体で6038万2000円減額しました。

5 目災害対策費では、移動系防災行政無線更改業務委託料や下水道ポンプ用発電機購入費用の皆減などにより 4023 万円の減額となりました。

10 款教育費です。3 項中学校費では、1 目学校管理費において、校舎内壁側窓及び建具等改修工事やタブレット端末購入費用を新規計上し、項全体では 1484 万 1000 円増額しました。

13 ページをお願いします。

5 項社会教育費は、項全体で 5516 万円増額しました。

4 目文化ホール費では、舞台照明操作卓更新費用を新規計上しており 6221 万 8000 円増額しました。

6 項保健体育費では、項全体で 3603 万 8000 円の減額となりました。

2 目体育施設費では、彼杵児童体育館駐車場拡張整備工事の皆減により 4031 万 6000 円減額しております。以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。

冒頭に見ていただいた一般会計予算概要の 18 ページ以降に、事業概要がございます。50 万円以上の事業について列挙しておりますので、のちほどご高覧ください。

それでは、増減内訳表で 1 ページにお戻りください。歳入になります。

1 款町税の 1 項 1 目個人町民税は、令和 6 年度は国の景気対策で減税措置がされましたが、令和 7 年度はございませんので増額いたしました。その他税収見込みを合わせて、1 款全体では、2243 万 5000 円の増額となりました。

2 ページをお願いします。

11 款地方特例交付金は、令和 6 年度個人町民税の減税措置分が交付金として措置されていましたが、こちらが皆減となりますので、2622 万 8000 円減額となりました。

12 款地方交付税です。地方交付税は、国の地方財政計画でも増額が示されており、実績から 1 億円増額計上いたしました。

下の 3 ページに移りまして、16 款国庫支出金です。

2 項 4 目の土木費国庫補助金については、土木費用の減額に伴い、3 億 3618 万 2000 円減額計上しており、16 款国庫支出金全体では 2 億 1494 万 6000 円の減額となりました。

17 款県支出金については、款全体で 2505 万円の増額となりました。

内訳としましては、4 ページに移っていただいて、3 項 1 目総務費県委託金については、県知事選挙費用などの財源として 1952 万 9000 円の増額となっています。

5 ページの 20 款繰入金では、1 項 3 目のふるさと創生事業基金繰入金については、工場等設置奨励補助金や施設型給付費などの財源として、また、9 目の庁舎整備基金繰入金では、東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料などの財源として計上しており、款全体で 6645 万 5000 円増額いたしました。

6 ページをお願いします。23 款町債につきましては、1 項 3 目の農林水産業債において緊急浚渫推進事業の皆減、また、5 目土木債では、駄地団地建替事業の皆減により減額となっており、これら合わせまして款全体では 6 億 5660 万円の減額となりました。歳入の説明につきましては、以上となります。

それでは、次は令和 7 年度一般会計予算書のほうをお願いします。

11 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為になります。

4 件の事項について令和 8 年度以降の債務負担行為を設定しております。期間、限度額についてはこちらでご確認ください。

12 ページをお開きください。第 3 表、地方債になります。

地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額などを、こちらの 28 事業について定めております。以上で説明を終わりますが、4 ページの第 1 表のほか、その他の事項につきましては、歳入歳出の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

予算書ですね、154 ページをお願いします。

概要説明書ですね、予算概要ですね、55 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 2 目の 12 節委託料ですよ、西部線（2）測量設計業務委託料とそれから進入路新設工事委託料が今回新規で上がっておりますが、予算概要でいけばですよ、JR 大村線の口木田踏切の移設工事が計上されておりますが、この必要性とですね、地元からの要望があったかどうかですね、まずは 1 点目は聞きたいと思っております。

それから、これ設計費が上がればですよ、工事費が次年度に上がってくるのかなと思ってるんですけど、そこもよろしくお願いします。

2 番目ですね、進入路新設工事はですよ、マックスバリュの予定地の進入道路の建設の費用と思っておりますが、これは見積もりか何かもらえたのかどうか、その点をよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、この西部線でございますけれども、これは以前から皆さん方にご説明してまいりましたとおり、現場も確認をしてもらっておりますけれども。今、口木田の方からですね桜がしている所の渡る時の線路ですね、JR 線を渡る時に、地域で何て言いますかね、渡る場所を決定しておられるんですよ。

それで、JR とも何か暗黙の了解で進められているということでしたけれども、非常に、墓とか上にありまして危険なものですから、元々旭生コンの方の入口を JR に拡幅ですかね、お願いに行っただんですけど、既成線の踏切はできないと。

これはなぜかという、地元からも話があつておりましたけれど、救急車とか消防車の、8 分団の横にあります大型が入りにくいと、入れないというような状況でございましてですね。やっぱり踏切を、踏切じゃないところを渡る地域の方がおられるということで非常に危険だと感じまして、前回から測量、それから設計費も約 3000 万円ほど投入をしているわけですので、現地も議員の皆さんにも見ていただいておりますので、なんとしても、私は、ここをですよ、過疎で使えることしかできません。もう一般財源ではとてもじゃないけれどもできないんですよ。だから、過疎がある時にここで進入路を確保して、住宅も 4 軒あるんですけど。

これが費用対効果、費用対効果と皆さん、国も県も言うんですけども、費用対効果で押し切ら

れることはできません。千綿もですよ、申し訳ないんですけど、辺地債で作っている道路、あれも費用対効果ですればもうはねられるんですよ。

しかし、口木田も将来はやっぱり住宅をそこになんとか増やしていきたい。嬉野から結構別荘とかその住む人もですね、増えてきておりますので。そういう形で、口木田の方もそういう線路を渡る時に危ない。向こうに回ってまでもいなくて、自分たちでこの昔の線路の材料を使って渡るようにされていて非常に危ない、危険な所でございます、もうできれば完璧な通路を作って、私はなんとしてもお願いをしたい。この過疎があるうちに、過疎債でお願いできないかなと思って、皆さん、議員さんをお願いして現地まで見てもらって、測量まで。今回、もう設計まで入れて 3000 万円ぐらい投入をしています。

ここはなんとしても私はやり遂げたいと思っておりますので、皆さん方の本当にご協力をいただきながらしないと、もし事故があった時に、どう責任を取るのかというのも出てきますしですね。

ビーバイシーですね、うちが、東彼杵町ができるところはほとんどないです、費用対効果を言われれば。もう田舎で面積も広いし、町道も全てそうですね。

だから、そういう感じで私は考えておりまして、なんとしてもここはお願いをしたいと思っておりますのでございまして。

次に、進入路につきましてはですね、町が設計をしまして、そして前回から説明しておりますように、商業施設の会社が決まれば、もうそこで一括してこっちからお金を委託料で出すということが経費の節減に繋がるということでございますので。ものすごく、うちの積算としてだいぶん安く半分近くまでなるような感じになっておりますので、併せてそういう形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今の答弁でわかりました。

実はですね、私も役場におった時ですね、あその口木田から生コン社の方に出る時ですね、何回か脱輪したことがあります。待合場所もなくですね。そして、なおかつですね、JR がですね、今の方針としては踏切をなくそうとしている時期であります。

ですので、できればですね、そういう危ない踏切がもし代わりにできるのであればですね、進めてもらいたいと私は思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件につきまして、今構議員がおっしゃったように、森建設課長と一緒に JR 長崎事務所に行って、最初は現況の踏切を拡幅でお願いできないかと、町道をもう少し改良してと言ったんですが、本当にそれはもう、現況の平面交差は認められないと。

ただ、新規で作る時ですよ、そういう JR の認可が下りれば可能だということで、今回進めさせていただいておりますので、ご支援、ご協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

先ほどの構議員に対する町長のお答なんですけれど、うちの町では費用対効果は出るものがないというご発言なんですけれど、本来、大きな事業をするのであれば効果があるということで動き出すので、全体的な額をつかまないと動き出さない。額をつかんで動き出すというのが基本だと思うんですよね。ビーバイシーでないのはわかりますけれど、それをここでうちは出ないという発言私いかがなものかなと思うんですけれど。

この2点をまずしていかないと、今も3000万円使ったから今後莫大な費用が掛かってもやっていくんですよっていう説明は通らないと思うんですよね。途中で止まりますよ、今後。費用対効果は、単純な費用対効果、その危険である、何であるっていう色んなポイントがあると思うんですけれど、将来も見越して、1、ビーバイシー1以上になるということをなんとか説明をするのが町長じゃないのかなと。町長もしくは担当部署。これはビーバイシー1いかない。けれど投資する。そうしたらずっとマイナスですよ。

したけど10年後上がるからするっていうのならまだわかるんですけれど、ないっていうのは、ちょっと私その発言はちょっと今びっくりしたんですけれど、説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですよ、もう事業費も皆さん方に説明をして、説明しているんですよ。案も出してこの海岸線を通る道、これも莫大な費用が掛かって、この前国道の土砂崩れで通行止めになりましたしですね。もっとお金が掛かるんです、海岸線の、西部線の道路をこっちから持っていくのかですね。

それで、今のところの事業費も説明して、ビーバイシーが出るっていうのは、今すぐもう出ないということは間違いありません。しかし、将来的な児玉議員がおっしゃるように、人口が増えて、その道を利用してですね、もう水道もしてますので、そういう形で進めていきますけれど。皆さん方のご意見として、そういう現地に行ってみられてですよ、今の段階では出ることは非常に不可能です。予測は、将来的には、私はそう思っておりますけれど。

先ほど言いましたように、人家を増やしたりですね、していきたい。別荘地でもいいですけどしていきたい。

そうしたら、今まで皆さん方の議員さんにも説明をしているんですよ、建設課通して。4通りかな、現況の旭生コン、あそこから入るところの道路の改良、それからさっき言いました、元太陽ドライブインとありましたけれど、あの下の道、西部線ですね、あの改良をする。その中でも一番今、私たちが提案しているのが、一番安かったんです。金額が低いんです。それでも1億ちょっと2億までいくかもしれませんけれど。それでも私は、人命を守るためにお願いをしたいと。

そうしたらですよ、私は思うんですけれど、深澤道路だってそうですよ、ビーバイシー。本当にそうなんです。なかなか厳しいけれど、田舎としては、私たちの町としてはやらざるを得ないと

ころもあるという、私はそういう説明をしているわけでございましてですね、最初から出ないということはそういう意味でございまして、将来展望はまた別のことになります。

皆さん方に図面も示して説明をしている、現地でもしましたし、4 か所ぐらい案を挙げてですね説明しました。今の案が一番安くできるということで今回提案をしているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

この口木田の道ですけど、そもそも、これ私が去年聞いた説明では、その口木田のヒアリングでも1回も出てきていないと、この要望はですね。という説明を聞いたんですけど、そもそもどこからこの要望が出てきたのかをちょっと説明してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは口木田の地域を挙げてでは出てきていませんけれど、危ないということは町政懇談会や何とかで話が出ていますし、ある口木田以外の方から消防、それから緊急車両行けないと。どうするのかということで、まずは先ほど言いましたように、現況の旭生コン前改良からこちらの道路、それからいろいろ4 か所、全部で5 か所ですかね、提言をして、直行だけでもですね、一番安い今話しているところが申し上げましたように、1 億ぐらい掛かる予想が出ているんです。他の所はもう1 億 3000 万から1 億 4000 万、1 億 2000 万。元々直行だけでそれだけ差が出ているからそういう形でやらせていただきたいということで。踏切がないところを渡っておられるから、危ないところを一応解消したいということで。

そして、児玉議員がおっしゃったように、将来的に家をですよ、向こうが水道も入れていますので、海岸線にも近いし効果を上げていきたいとは思っていますが、現況では今、皆さんが見ているとおりそういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

昨年ですね、最初、大雑把な詳細設計といいますか、それが800 万出ていまして、最終的に1000 万というぐらいの額だったと思うんですよね。それを議会は承認をいたしました。

そして、その後、今回この詳細設計が出たんですけど、そもそも工事費は今アバウトな数字をおっしゃっていますけれど、これたぶん、線路を渡るとなるとJR が関知しますよね。私がJR の工事で一番苦い思い出をしたのは、浦に行く橋ですね。あれがもう最初の2 倍ぐらいになったんですよ、町の予定よりも。JR が発注するものですから、たぶん今回もそういうふうなことになるんじゃないかと思っています。

それで、現在のところ、まだこれ土地の購入費は入っていませんね。それらを入れて、大体これいくらぐらいの総額を掛かるのか。それをちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

昨年ですね、皆様のご指摘をいただきまして、5 路案、5 路線の路線の比較をさせていただいております。

その中で、直接工事費といいまして諸経費がかからない工事費の中でですね、用地買収も含めてになります。用地買収も含めて、測量試験費が入っていないので一概には言えないんですけども、直接工事費で1 億以上掛かっていきます。なので、契約となると2 億から3 億という話になっていくかなと。

この2 億から3 億っていうのは、この前全協でしたかね、その場でもお話をしたとおりでございまして、その金額となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

そうしますと、今回の、このうち全部じゃないですけどもやっぱり3 億は掛かるわけですね、用地買収を入れて。たぶん今の話だと。今回の7000 万のうちどのくらいかこの部分はわかりませんが、はっきり数字が出ていませんけれど。しかし、それを入れたらもうやっぱり3 億を越すわけですね。

それに現在の受益者がたった4 世帯と。4 世帯のため、それでまた墓参りとおっしゃいますけれど、私は墓参り結構熱心なほうだと思いますけれど、それでも年に3、4 回ですよ。普通の方は1、2 回しか私は墓参りには行かっさんと思いますけれどね、お寺には行かしても。

だから、そういう現状の、先ほどの同僚議員からもありましたように、費用対効果を見ますと、墓参りに年に数回行って、現状はその将来はどうなるかわかりませんが、現状は4 世帯ですね、実際住んでおられる方が。それに対する3 億円以上のお金をかけて道を新設するというのはどうかなという思いが現状ではあります。

そこら辺のちょっと想いをちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは墓参りだけではなくて、口木田で渡って、丘陵地もそうです、桜公園にしたいということで、海と桜が見えるそういう形の計画も出ておりますし。私もまずは人命が非常に厳しいんじゃないかなと、墓参りに何回行かれるかということでございますけれども。あそこしかないそうですもんね、渡って行くところが。

だから、そういうことで、本当は先ほど言いましたように、旭碎石、旭生コンの前を拡幅したかったんですけど、それが了解がでなかったもんですからこういう形で。

それで、過疎債でお願いをしたいというのは、もう過疎がないと実際計画もできませんでした。

それで過疎もいつまであるかわかりませんが、今のうちに道路の整備をしていかないともう他のところではできないということで。その借金のほうもございますけれども、そういう公債比率とか実質公債比率も検討しながら職員も研究をして事業を進めておりますので、こういう形で上げていただいておりますというところでございます。

それで将来的に私目標もございましたけれども、今4軒ですけど、なんとかそこが整備されれば水道もきていますので、なんとか住宅を広げていけるんじゃないかなと思っておるところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

同じ156ページですね、8款2項ですね、21の墓地移転料が3327万4000円上がってるんですけど、これはですよ、最終的に町の墓地にされるのかどうか。

もし町の墓地にした場合はですよ、条例の改正が必要かと思うんですけど、そこのお答えをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

将来的には町有になるんですけど、今は川内の入り口の所に橋を架けてやって墓地の所にちょうどぶつかってしまっていて、今交渉をしているところですが。今、ちょっとこう現状的にまだうまく進んでいないのですが、ここを移転しないと道もなかなかできないということで、交渉して将来的には町有地にして、決まり次第町の条例でも設置をしなければいけないと思っているところです。

ちょうど上杉に移築ですかね、高速道路で移転をした所。そういう形になろうかと思えます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

116ページをお願いします。予算概要では42ページになりますね。

3款2項4目12節の、要するに商業施設誘致に伴う教育センター分室の解体費用がここに計上されているんですけども、町長に確認だけです。もうあれですかね、もう企業の方は、役員会の決定は終わったということでよろしいですね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ決定はしていません。まだ3月のたぶん末ぐらいになるということだったもんですから。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

私何回も言うんですけれども、やはりこれ決定してないと、役員会の決定がないとですね、予算は計上して見込み発車なんでしょうけれども。もしこれが役員会で決まって流れたときには、この予算は当然執行されないということで理解してよろしいんですかね。

企業進出しないにかかわらず、とにかくもう、図書室のあれは古いんで、もう進出するにかかわらずやっけてしまおうという考え方もあるわけですよ。どっち、そっちの方なのかどうか、その辺をしっかりと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、集約化事業というものがございまして、起債もあるんですけれども、高率なあれがあるものですから、吉永議員の私質問にお答えしたと思うんですが、泉屋を買う時に商業施設が来るか来ないかにかかわらずどうするかと言われた時に、私は商業施設にいかにかかわらず泉屋を購入させていただきたいということはもう商業施設が決まらなくても、今の集約化事業がある時に壊してまた違うところの誘致になんとしても総力を挙げて取り組ませていただきたいと思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

繰り返しにすみませんなんですけれども、町長、この来年度予算というのは来年度の重要な今回の 3 月議会の重要なものだと思います。

当然、費用対効果ですね、また戻りますけれど、費用対効果が厳しいのはわかりますけれど費用対効果ないっていう発言はやっぱりされない方がよろしいかと思うんですが。

ここですみません、質問すべきことかどうかちょっとあれなんですけれど、これは 3 月議会、一般会計予算というのがやっぱり最重要だと、皆さまも思われていると思うんですけれど、その中で昨日、本日もそうなんです、これ担当課長の出席がなく、係長が出席されて説明をされておりますけれども、別の業務もあるかと思うんですが、これは最優先して担当課長が、担当係長はとても優秀で、上手に説明されていますけれど、担当課長が出席しないで、今回臨まれてるっていうのはどういうお考えなのかというのをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

費用対効果を、まず発言したことについてはですね、申し訳ございません、ちょっと現状は私が先走りまして、そういう訂正をいたします。将来的に向かってはあるように努力をするということですね。

今回、課長が出席できなかったっていうのが、ちょうど税の申告で、税と財政が一緒になってい

る課でございましたものですから、そして、今おまけに職員が 1 名、中堅の方がもう 12 月で辞められて他所の県に行かれたりですね。ちょっと、そういう形で、途中で退職される方が多く出て、新人の方を採用して入れたんですけれど、申告の時になかなか慣れなくてですね、本当に申し訳なかったなと思っております。

今後、この課の組織編成も含めてですよ、ちょっと検討させていただきたいと思っております。やっぱり、税と財政で一緒になっていたもんですから。

そういう形で、また今後検討して対応できるようにしたいと思いますが、今回だけはですね、なんとかご容赦いただきたいと思っております。本当に申し訳ないんですが、全体的に退職者今度続出しておりまして、まだ発表できないんですけれど、10 年以内の方が結構もう民間とか他所の地区とか、もう多い、どこもたぶん多いと思うんですけれどですね。その辺のこの人事のやり具合が非常に難航しておりましたので、課長どうしても、普通はベテランの係長が配置しておれば課長がこっちにいつも来ていたんですけれど、今回だけはですね、ちょうど途中で辞められたり、新人で対応せざるを得ないと。申告も本当に色んな申し出がございますもんですから、そういう形になってしまった。来年からはもうそういうことがないようにですね、ちょっと検討させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

今の児玉議員の関連で、町長の発言の中で職員の方が 10 名辞められたっちゅう、これ私の聞き間違いやったですかね。何かそういう声がちょっと聞こえてきて、これ聞き間違いですか。ちょっとその辺のところ。びっくりしましてね、10 名の方が退職されたって言ったら、これはもう町として大ごとだ。確認の意味で、ちょっと私の聞き違いかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が言いましたのは、10 年以内に、10 年以内に採用されてからですよ、辞める人が多いんですよ。結構最近ですね。

だから、人事異動がちょっと行き詰っておりまして、税財政課もそれでベテランの職員の方が辞められたものですから、新人を置いたんですが、途中で他の課も異動ができなかったもんですからですね。申し訳なかった。

だから、結構 10 年以内で辞められる若い方が多いということです。今回は中堅の方、ベテランの方が辞められて補充が新人しかできなかったということです。税財政課長が出席できなかったということです。

あと 3 月、内示を出さなければいけないんですけれど、非常にあたまを痛めていましてですね。

ちょっと話が長くなりますけれど、採用の試験をしても申し込む方がいらっしやらない、少ないんですよ。合格しても県庁とか長崎県警とか上部のほうに行かれて、うちはちょっと辞退、当然市役所に行かれる場合ですね。

だから、そういう形で、本当に人材を集めるのは非常に厳しい状況でございまして、やりくりをしていますけれど、今後、そういうことがないようにしてはいきたいんですが、民間の景気によりまして民間に行く人もいらっしゃいます。申し訳ございません。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

町長、1 年以内で 10 年未満の職員の人、何名辞められるか確かな数を 1 つ教えていただくことと、もう 1 つですよ、もう 1 つ、今日テレビ見ていましたら、東京警視庁の警察官、採用される方の初任給は 30 万円なんですよ。

もう東彼杵町の職員さんも、思い切って 30 万ぐらい上げて、駄目なんですか。やっぱり人材獲得戦争ですよ。やっぱりそういうことをしていかないと駄目です。これ関連ですからちょっとお答えください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、今回辞められる方がですね、数は、のちほど、わかってから、よろしいですかね。今度の次の議会の時。すみません。

○—△—

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 15 分）

再 開（午後 2 時 19 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 28 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 26 議案第 29 号 令和 7 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 26、議案第 29 号令和 7 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題としま

す。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 29 号令和 7 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 万 4000 円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は 1100 万円と定めております。

この予算につきましては、科目設定でございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ただいま議題となっております議案第 29 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 27 議案第 30 号 令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 28 議案第 31 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 29 議案第 32 号 令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 27、議案第 30 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 28、議案第 31 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 29、議案第 32 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 30 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 500 万円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は 2 億円と定めています。

次に、議案第 31 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 8700 万円でございます。

一時借入金の借入れ最高額は 1 億円と定めています。

次に、議案第 32 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5010 万円でございます。以上 3 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

まず、議案第 30 号令和 7 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算について説明を加えます。

国保事業につきましては、令和 2 年度以降、長崎県が示す標準保険料（税）率へ段階的に税率を

引き上げることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢を鑑み、保険税率を現在まで据え置いてきております。財源不足は財政調整基金から取り崩す当初予算編成としておりましたが、令和6年度まで、基金取り崩しを行うことなく財政運営を保っている状況となっております。

令和7年度におきましても、一部財政調整基金を取り崩す予算となっておりますが、保険税率を据え置くこととで予算編成を行っております。

令和7年度国民健康保険事業特別会計予算総額は令和6年度の予算総額に対しまして0.45%減、11億500万円としております。

減額予算となった主な要因としましては、被保険者の減少と近年の本町の医療費動向が県平均を下回る水準で推移していることから、保険給付費で対前年1186万円の減額を見込んだことによるものでございます。

それでは議案資料の22ページをご覧ください。歳出から主なものを説明いたします。

1款1項1目一般管理費12節委託料におきましては、国民健康保険システム改修業務委託料に1100万円を計上しております。これは、子ども子育て支援金制度創設に伴うシステム改修及び高額療養費限度額の見直しに伴うシステム改修を計上しております。

続きまして、27ページをお願いします。

2款1項1目療養給付費につきましては、令和6年度実績によって推計を行い、対前年比1.53%減の6億9000万円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

2款2項1目高額療養費につきましても、療養給付費と同様に、令和6年度の実績により推計を行い、対前年と同額の1億1020万円の計上としております。

次に、32ページをお願いいたします。

3款1項1目、県に納めます事業費納付金の医療給付分でございます。県の算定資料に基づき対前年1.23%増の1億7085万8000円を計上しております。

増額の主な理由としましては、納付金は県が算定しておりますが、東彼杵町の医療費水準は県平均を下回るものの、医療費全体が増加傾向にあるものでございます。

33ページの後期高齢者支援金分及び34ページの介護納付金分につきましても、県が納付金を算定しておりますが、同様の理由で増額となっております。

36ページをお願いいたします。

5款1項2目疾病予防費です。人間ドック健診補助金につきまして、前年比10.9%減の403万3000円を計上しております。

減少の理由としましては、6年度予算におきましては、新規事業、30歳、35歳、40歳の対象者の人間ドックを行う、補助を行うという新規事業を行いまして、33名対象者全員を予算化しておりましたが、令和6年度実績により20人分の予算の計上としたことによる減少でございます。

38ページをお願いいたします。

5款2項1目特定健診事業費です。12節委託料につきまして、これまで長崎県健康事業団へ委託しておりました特定保健指導の減により、前年度比7.65%減の1822万6000円の計上となっております。

ります。

続きまして、特定健診受診率向上対策事業委託料でございます。

令和５年度までは１００％県負担でございましたが、令和６年度から市町の一部負担で事業の継続を行っております。受診率向上に有効と思われることから、令和７年度におきましても、１０４万６１００円を計上するものでございます。

戻りまして、１０ページをお願いいたします。歳入でございます。

１款１項１目国民健康保険税でございます。保険税につきましては、県が示す標準保険料（税）を参考に設定することになっておりますが、冒頭に申し上げましたとおり、医療費が減少してきていること等もありまして、保険税率を据え置き算出しており、対前年１.２４％減の１億７０３０万５０００円を計上しております。

１３ページをお願いいたします。

４款１項１目保険給付費等交付金でございます。普通交付金につきまして、歳出の２款１項から３項までの医療給付費相当額である８億２９０３万円を計上しております。

１５ページをお願いいたします。

６款１項１目一般会計繰入金でございます。保険料軽減、保険者支援、未就学児均等割軽減分、財政安定化、その他として出産育児一時金分の原資として繰入金８２６３万１０００円を計上しております。

１６ページをお願いいたします。

６款２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。前年度は基金繰入を計上しなくても予算編成ができておりましたが、令和７年度につきましては、財源不足を補うため、８３０万１０００円を計上しております。ちなみに、令和５年度は当初１５００万円の計上となっております。

戻りまして、４ページから７ページの第１表、８ページから９ページの事項別明細につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第３１号令和７年度東彼杵町介護保険事業特別会計について説明を加えます。

令和７年度は、第９期介護保険事業計画の２年目となります。予算総額は、前年比５.２％増の８億８７００万円を計上しております。

増額の主な要因としましては、サービス利用者の増加などによって給付費も増加傾向にあり、保険給付費が、前年度から４.５％増の７億５６４５万４０００円を見込んでいることなどによるものでございます。

ただし、第９期介護保険事業計画における、令和７年度の保険給付費を７億６４６４万３０００円と推計しておりましたので、おおむね計画値の範囲内となっているところでございます。

それでは、議案資料の２７ページをお願いいたします。歳出から主なものを説明いたします。

１款１項１目一般管理費でございます。全体で８８万４０００円の減となっておりますが、主に、２節給料７０万４０００円の減によるものなどでございます。

３５ページをお願いいたします。

２款保険給付費１項１目居宅介護サービス給付費につきましては、令和６年度実績見込によって推計を行い、対前年比０.２６％増の２億６５６０万円を計上しております。

以降、43 ページまで、同様に令和 6 年度実績見込によって推計を行い、予算計上を行っております。保険給付費全体で 7 億 5645 万 4000 円を見込んでおります。

46 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費でございます。

47 ページの 12 節委託料に、高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託料 300 万円を計上しております。これは、令和 8 年度中に策定を予定しております第 10 期計画の基礎資料作成のため、ニーズ調査を実施するものでございます。

48 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費 12 節委託料に、地域包括支援システム標準化対応改修業務費 132 万 6000 円を計上しております。これは、電算システムが、標準化システムへ改修することに対応するための改修となっております。

50 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきまして、998 万 4000 円増額しております。

これは、新たに認知症サポーター活動促進等に係る人件費の計上、また、給与表改定や総務費で支出していた給与の一部と、次の 52 ページの介護予防支援事業費から、事業目的に沿って組み替えたことによるものでございます。歳出の説明は以上となります。

続きまして歳入をご説明いたします。議案資料の 11 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。本年度の保険料総額は、令和 6 年度の介護保険料賦課状況から推計し、前年比 2.5%増の 1 億 5800 万 1000 円を計上しております。

13 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金でございます。1 項国庫負担金及び 14 ページ国庫補助金あわせまして、前年比 5.7%増の 2 億 2018 万 7000 円を計上しております。歳出、2 款の保険給付費及び 5 款地域支援事業費の増加に伴うものでございます。

15 ページから 18 ページにつきましても、同様に、保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担分を計上しております。

20 ページをお願いいたします。

7 款 1 項一般会計繰入金です。主に保険給付費及び地域支援事業費の増加に伴い、2.1%増の 1 億 4410 万 6000 円を計上しております。

21 ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金です。財源不足を補うため、2207 万 6000 円を計上しております。

戻りまして、8 ページをお願いいたします。

令和 7 年度において、先ほど説明いたしましたニーズ調査を行いますが、令和 8 年度策定予定の第 10 期介護保険事業計画の策定支援業務委託を一体的に委託するため、400 万円の債務負行為を計上しております。

戻りまして、4 ページから 7 ページの第 1 表、9 ページ 10 ページの事項別明細につきましては、歳入歳出の積み上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 32 号令和 7 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算について説明を加えます。

長崎県後期高齢者医療広域連合が運営する医療保険制度であります。被保険者数の増加に伴う保険料負担増を踏まえた予算構成となっており、前年比 4.0%増の 1 億 5010 万円を計上しております。

令和 7 年度は、令和 6 年度からの保険料率が適用され、均等割が 5 万 2400 円、所得割が 10.31%を継続適用しております。

それでは、歳出から主なものをご説明いたします。

議案資料 19 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。前年比 33.5%増の 1454 万 9000 円を計上しております。増額の主な要因は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備費 330 万円の計上によるものでございます。

21 ページをお願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年比 1.5%増の 1 億 3461 万円を計上しております。

1 目保険料等納付金は、被保険者から徴収する保険料と県から交付される保険基盤安定負担金を広域連合に納めるものでございます。

2 目事務費負担金は広域連合の運営費に対する負担となります。

戻っていただいて、8 ページをお願いいたします。歳入を説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございます。広域連合が賦課決定した保険料となり、特別徴収分で 7199 万 1000 円、普通徴収分が 1800 万 1000 円、合計で前年比 2.2%増の 8999 万 2000 円が保険料総額となります。

10 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫補助金です。先に説明申し上げました、子ども・子育て支援事業のシステム整備費に係る国庫補助金です。

12 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金等を賄う繰入額となります。

この繰入金の中には、保険料等納付金の 4 分の 3 を県が補助し、残る 4 分の 1 を町が負担することになっておりますが、県補助が広域連合を通じて一般会計に振り込まれるため、これを含めて特別会計に繰り入れる形を取っております。前年比 1.1%増の 4949 万 7000 円を計上しております。

戻りまして、4 ページから 5 ページの第 1 表、6 ページから 7 ページの事項別明細につきましては、歳入歳出の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 30 議案第 33 号 令和 7 年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第 31 議案第 34 号 令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 30、議案第 33 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 31、議案第 34 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 33 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明します。

第 3 条の水道事業収益が 2 億 4392 万 4000 円で、水道事業費用が 2 億 4381 万 5000 円となっています。

第 4 条の資本的収入が 1 億 7381 万 9000 円、資本的支出が 1 億 9284 万 2000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしています。

議案第 34 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計予算についてご説明します。

第 3 条の下水道事業収益が 3 億 2294 万 2000 円、下水道事業費用が 3 億 92 万 1000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 1 億 3259 万 8000 円、資本的支出が 2 億 1247 万 6000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしています。以上 2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、まず、議案第 33 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の表紙の裏面を見ていただきます。予算の令和 7 年度予算の概要を記載しております。

水道事業につきましては、平成 29 年度から簡易水道事業統合し、一つの上水道事業として管理運営を行っております。

令和 5 年度末現在で給水人口 7,302 人、普及率は 98.9%となっております。

令和 7 年度の事業概要としましては、令和 6 年度からの継続事業としまして老朽施設更新事業の里地区の水道配水管等の更新工事を予定いたしております。

また、同じく令和 6 年度からの継続事業として水道未普及対策事業、八反田地区の下川内地区水道管の新規設置工事を予定いたしております。

それでは、予算の内容につきまして実施計画明細書より説明をいたしますので、26 ページをお願い

いたします。

収益的収支の収入になります。収入総額は前年度比 98.2%、2 億 4392 万 4000 円を計上しました。

内訳としまして 1 款 1 項営業収益の 1 目給水収益につきましては、前年度比 98.1%、1 億 6261 万 4000 円となっております。

2 目の受託工事収益は科目設定のみでございます。

3 目その他の営業収益は、各種手数料、加入金と合わせまして 133 万 4000 円を計上いたしております。

2 項の営業外収益になります。

2 目の負担金は一般会計繰入金他でありまして、前年度比 93.9%の 1655 万 3000 円を計上しました。

3 目の長期前受金戻入は前年度並みとなっております、6200 万 2000 円を計上いたしております。

4 目雑収益は科目設定のみでございます。

5 目の消費税還付金につきましては、借受消費税額から、失礼しました、仮払い消費税額から借受消費税額を差し引いた 138 万 9000 円を計上いたしております。

27 ページをお願いいたします。支出になります。

水道事業費用は前年度比 98.5%、2 億 4381 万 5000 円を計上いたしております。

内訳としまして、1 款 1 項営業費用の 1 目原水及び浄水費について修繕費及び動力費を令和 6 年度、あるいは令和 5 年度の実績に応じた金額で計上し、前年度比 87%、3972 万 5000 円を計上いたしております。

2 目の配水及び給水費につきましては、7 年ごとに交換を行っております量水器、いわゆる水道メーターの取り替え工事の予定箇所につきましては、令和 7 年度が令和 6 年度よりも予定箇所が少なくなっております。

加えて材料費につきましても令和 6 年度の実績見込みに応じた金額として算出した結果、前年度比 93%、2719 万 1000 円を計上いたしております。

3 目の受託工事費は科目設定のみとなります。

4 目総係費は、職員 6 名の人件費並びに事務経費、それらを合わせて 5455 万 3000 円を計上いたしております。

28 ページをお願いいたします。

5 目減価償却費は、施設及び設備費、備品等の減価償却費として令和 6 年度とほぼ同額の 1 億 895 万 5000 円を計上いたしております。

2 項の営業外費用につきまして、1 目の企業債等の支払利息として 1283 万 4000 円、その他科目設定も合わせまして 1283 万 6000 円を計上いたしております。

3 項の特別損失は科目設定のみとなります。

4 項の予備費につきましては 50 万円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。

資本的収支の収入になります。収入総額は前年度比 87.4%、1 億 7381 万 9000 円となっております。

す。

内訳としまして、1 款 1 項企業債につきましては、老朽施設更新事業等の建設改良工事の財源としまして 1 億 2220 万円を計上いたしております。

2 項工事負担金につきましては、一般会計からの工事負担金として令和 6 年度と同額の 2000 万円を計上いたしております。

3 項の補助金及び 4 項補償金は科目設定のみとなります。

5 項出資金につきましては、令和 6 年度とほぼ同額の 3161 万 6000 円を計上いたしております。

30 ページをお願いいたします。

資本的収支の支出になります。建設改良費、企業債償還金と支出総額は合わせまして、前年度比 88%の 1 億 9284 万 2000 円となっております。

内訳としましては、1 款 1 項建設改良費の 1 目建設改良費につきましては、令和 6 年度からの継続事業であります水道の未普及対策を事業としまして八反田下川内地区への水道管の新規設置工事費、また、配水管の広域農道橋梁添架工事としまして、286mの橋梁添架及び減圧設備 1 か所の設置工事費として 4500 万円、その他水道、既存の水道施設のフェンスの取り替えと外構工事費としまして 500 万円。加えて既存の水道施設の電気設備及び流量計等の計装設備、あるいは取水ポンプ等の更新工事費として 600 万円、それらを合わせまして合計 5600 万 3000 円を計上いたしております。

2 目の老朽施設更新事業につきましても、令和 6 年度からの継続事業として取り組んでおります里地区の水道配管の更新工事費になります。全体で 9720 万 2000 円を計上いたしております。

里地区の更新工事につきましては、地区全体を対象としまして更新を行う計画といたしております。全体計画を 6 工区に分けて令和 8 年度までの 3 か年で完了させるように実施をいたしております。来年度はちょうど中間の 2 年目ということになります。

7 年度の予定としましては、令和 6 年度に施工しました箇所の仮舗装で完了している部分が 1 工区にありますので、その部分の舗装工事延長が約 790mになります。

それから 3 工区の布設替え工事延長が約 770m、それから 5 工区、5 工区につきましては里漁港の背後地の集落等になります。

ここの布設替え工事が延長が約 330m、それらの工事の予定をいたしております。

4 目の固定資産購入費につきましては、量水器等の貯蔵品の購入費としまして 122 万 6000 円を計上いたしております。

2 項の企業債償還金につきましては、元金償還分の 3838 万 3000 円、3 項の財政調整基金繰入金 は 2 万 8000 円を計上いたしております。

戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。

第 5 条に企業債の限度額としまして 1 億 2220 万円を規定いたしております。

利率及び償還方法については記載のとおりとなっております。

第 8 条は職員給与費、第 9 条は一般会計からの補助金を定めております。

この他 5 ページから 24 ページまでにつきましては、5 ページの目次のとおり財務諸表、給与費明細及び注記を添付いたしております。以上で議案 33 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 34 号令和 7 年度東彼杵町下水道事業会計予算について説明をいたします。
表紙の裏に 7 年度の予算の概要を記載しております。

下水道事業会計につきましては、令和 6 年度から地方公営企業法の適用を受ける農業集落排水事業会計及び漁業集落排水事業会計と公共下水道事業会計の 3 会計を合わせて下水道事業会計に一本化をいたしております。

令和 7 年度予算の概要としまして、公共下水道事業におきましては、建設事業として、ストックマネジメント計画による令和 6 年度の実施設計をもとに、汚水処理等の機械及び電気設備の更新を令和 8 年度債務負担工事として実施を予定しております。

また、ソフト面につきましても、令和 3 年度に策定いたしております現行のストックマネジメント計画の見直しを行う予定としており、令和 8 年度からの第 2 期処理施設の更新計画について、より効率的で計画的な改築更新計画に見直しを行う予定としております。

集落排水事業におきましては、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業双方において、令和 5 年度に見直しを行っております最適整備構想の施設更新計画について費用対効果の算出並びに経済効果の算定業務を予定いたしております。

それ以外の集落排水事業につきましては、現在の管理施設等の維持管理にかかる費用につきまして計上いたしております。

それでは、予算の内容につきまして実施計画明細書により説明をいたしますので、34 ページをお願いいたします。

収益的収支の収入になります。収入総額としましては前年度比 94.5%、3 億 2294 万 2000 円を計上いたしております。

内訳としまして、1 款 1 項営業収益の 1 目下水道使用料について前年度比 101.5%、5598 万 6000 円を計上いたしております。

2 目の受託工事収益及び 3 目の他会計負担金は科目設定のみとなっております。

4 目その他の営業収益につきましては、各種検査等の手数料としまして、15 万 7000 円を計上いたしております。

2 項の営業外収益につきましては、前年度比 93.1%、2 億 6679 万 3000 円を計上いたしております。

1 目の受取利息及び配当金は科目設定のみとなります。

2 目の他会計補助金は、一般会計からの基準外繰入金としまして 8306 万 2000 円、前年度比 84.2% となっております。

3 目の他会計負担金は、一般会計からの基準内繰入金 1 億 316 万 8000 円、前年度比 97.2% となっております。

4 目の国県補助金は、科目設定のみとなります。

5 目の長期前受金戻入については 8050 万 4000 円。資本費繰入収益は科目設定のみとなります。

7 目の消費税は 5 万 1000 円を計上し、8 目の雑収益及び 3 項の特別利益はいずれも科目設定のみとなります。

36 ページをお願いいたします。

収益的収支の支出になります。下水道事業費用の総額につきましては、前年度比 93.8%、3 億 92 万 1000 円となりました。

内訳は、1 款 1 項営業費用の 1 目管渠費について下水管道及びマンホールポンプ場の維持管理費用として、総額が前年度比 78.8%、1001 万 6000 円を計上いたしております。

昨年度から減額となりました要因としましては、令和 6 年度、今年度ですけれども、下水道法の規定に基づいて実施をしました 5 年ごとの下水管路の巡視及び点検業務委託費の改善によるものです。

2 目のポンプ場費は科目設定のみとなります。

3 目の処理場費につきましては、公共下水道及び集落排水の処理場 3 か所の維持管理費用として前年度比 96.8%、6861 万 7000 円を計上しております。

37 ページ、38 ページをお願いいたします。

37 ページの総係費につきましては、職員 3 名と、会計年度任用職員 1 名の人件費及び事務経費として 3803 万 9000 円を計上しております。

人件費につきましては、前年度比 5%程度の増額となっておりますけれども、委託費の中で令和 6 年度実施いたしました集落排水事業の経営戦略策定業務が皆減となっております。結果、総係費全体では前年度より減額というふうな結果となっております。

39 ページをお願いいたします。

5 目減価償却費は、有形固定資産の減価償却費としまして 1 億 5081 万円、6 目の資産減耗費につきましては、更新事業等で更新を行った固定資産の除却費としまして 131 万 5000 円を計上いたしております。

7 目のその他営業費用は科目設定のみとなります。

2 項の営業外費用になります。1 目の支払利息、2 目の消費税、3 目の雑支出を合わせて 3185 万 1000 円を計上しております。

3 項の特別損失は、科目設定のみとなります。

4 項予備費は、令和 6 年度並みの 26 万 5000 円を計上いたしております。

40 ページ及び 41 ページをお願いいたします。

資本的収支になります。

40 ページが収入になりますけれども、収入総額は前年度並みの 1 億 3259 万 8000 円の計上となりました。

内訳としましては、1 項の企業債につきましては、下水道事業における処理場及びマンホールポンプ場の設備機器の更新工事の財源としまして、下水道事業債と過疎債それぞれ 2 分の 1 ずつ合わせまして 2080 万円を計上いたしております。

2 項の補助金につきましては、同じく更新工事に対する交付金としまして 3440 万円。交付率につきましては処理場関係が 55%、マンホールポンプ場関係が 50%の交付率、いわゆる補助率ということになります。

3 項負担金の 1 目工事負担金につきましては、更新工事等に係る補助金及び起債を除いた単独費に係る一般会計からの工事負担金としまして 1495 万 5000 円を計上しております。

2 目の受益者負担金及び分担金につきましては、公共枿設置分担金としまして新規の見込み数を 10 件程度、過年度設置の令和 7 年度の分割分合わせまして 160 万円を計上いたしております。

集落排水の農業集落及び漁業集落につきましては、それぞれ科目設定のみ 2000 円を合わせて合計で 160 万 2000 円の計上となっております。

4 項出資金につきましては、一般会計からの基準外繰入金としまして 6083 万 8000 円を計上いたしております。

5 目基金繰入金は科目設定のみとなっております。

41 ページの支出につきましては、資本的支出の総額につきましては、前年度比 108.9%、2 億 1247 万 6000 円を計上しております。

内訳としまして、1 款 1 項 1 目建設事業費の委託料につきましては、現在のストックマネジメント計画を見直し、令和 8 年度からの第 2 期更新計画を策定する業務委託費としまして 1200 万円を計上いたしております。

工事請負費につきましては、新規公共枿設置工事は見込み数として 1 か所あたり 15 万円の 10 か所の 150 万円、管渠更新工事費はマンホールポンプ場の設備機器更新工事として 180 万 1000 円、処理場更新工事は令和 8 年度債務負担で実施をします汚水処理等の機械電気設備の更新工事の令和 7 年度の歳出分として 5000 万円、また、河川改修工事に伴って関連する下水道管の移設工事費としまして 645 万 3000 円、合計の 5975 万 5000 円を計上いたしております。

2 目の固定資産購入費は、下水道事業の啓発と接続推進を目的としましてデザインマンホール蓋を 10 枚程度作成する費用として今年度新規に 220 万円を計上いたしました。

2 項企業債償還金は、事業債と適用債を合わせた元金の償還額 1 億 3782 万 4000 円を計上いたしております。

3 項 1 目基金積立金は科目設定のみとなります。

4 項の予備費は、昨年令和 6 年度並みの 69 万 4000 円を計上いたしております。

戻っていただいて、2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。

第 5 条に債務負担行為について規定をしております。

その中で 3 つ目の公共下水道ストックマネジメント更新事業につきましては、先ほど説明しましたように、汚水処理施設の機械及び電気設備の更新工事に係る令和 8 年度の債務負担の限度額として 2 億 200 万円を定めるものでございます。

その下の 4 の東彼杵浄化センター汚泥収集運搬業務については、3 の更新工事に関連するものでありまして、通常は単年度契約で実施をいたしておりますが、更新工事が令和 7 年及び令和 8 年の 2 か年に及ぶ工事になりますので、その間工事期間中仮設の汚泥脱水装置を設置するように計画をいたしております。

その 2 か年の仮設設備について対応する必要がありますので、更新工事の工期と同様に今回に限り 2 か年の契約期間が必要でありますので、汚水処理、汚泥収集運搬業務につきまして令和 8 年度分の債務負担限度額として 200 万 2000 円を定めるものでございます。

第 6 条は事業実施に係る起債限度額として 2080 万円。他は利率起債償還方法については記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。

第 9 条に職員給与費、第 10 条は一般会計からの補助金を定めております。

5 ページから 29 ページまでにつきましては、5 ページの目次のとおり財務諸表、給与費明細及び注記表を添付いたしております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

2 点あります。

1 点目がですよ、水道の加入金ですね。たぶん 3 万、7 万、10 万 3000 円だったかなと思うんですけど、水道加入金をですよ、もう何十年も変わってないものですから増額する計画はないかどうか。

あと 1 点はですね、議案の水道も下水道もどちらもなんですけれども、基金残高ですね、借りた分の残高がトータルのにいくら残っているのかわかれば委員会の時に教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

加入金につきましては議員ご指摘のとおり現時点で改定とかの検討は行っておりません。

ただ、資材等もあるいは人件費も上がっておりますので、現在経営戦略の見直しということで料金水準の見直しも行っております。

そういった中で、その他の収入にはなりますけれども加入金や各種の手数料についてもあわせて見直しを行う時期になってきているかもしれませんので、ご意見は十分参考にさせていただきます。今後検討させていただければと思います。

それから、基金残高につきましては、まず水道事業ですけれども、議案第 33 号ですね、これの 22 ページとですね、23 ページを見ていただければ、貸借対照表になりますけれども、このですね、23 ページの一番上ですね、負債の部で 3、固定負債、その下に（1）企業債と書いてありますけれども、これが固定負債になりまして、よろしいですかね、14 億 1900 万円ほど。プラス 4 の流動負債の（1）の企業債、これが単年度の分のですね、企業債の償還になります。この 2 つを足していただいて。

下水道の方もですね、同じように貸借対照表の 25 ページになりますね。同じように見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 33 号、議案第 34 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 3 時 13 分）

再 開（午後 3 時 24 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 32 議案第 35 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 32、議案第 35 号東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 35 号東彼杵町監査委員の選任について

次の者を東彼杵町監査委員に任命したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 木田善孝。

提案の理由、東彼杵町監査委員の任期満了に伴い、監査委員を選任するため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 35 号について説明させていただきます。

地方自治法 196 条では、監査委員の選任について、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者と規定されております。

木田様は、大学卒業後、長崎県商工会連合会に入会され、経営指導を中心に県内商工会で勤務。その後、要職を務められた後に、県商工会連合会総務部長を務められておられます。東彼商工会では、事務局長として郡内・町内の商工業に精通をされておられます。

令和 3 年 4 月 1 日から現在まで監査委員をお願いしておりますが、町の財務管理、財産管理に関しては経験豊富な幅広い知見から多くのアドバイスやご指摘をいただいております。監査委員として適

任であると考えまして、再任の同意議案を提出するものでございます。以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 35 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口を閉める）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き 7 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定より、立会人に 5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（浪瀬真吾君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。

1 番、大安義和議員、2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員、7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数、7 票。有効投票、7 票。無効投票、0 票です。有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 35 号東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口を開ける）

日程第 33 議案第 36 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 33、議案第 36 号東彼杵町農業委員会委員の任命についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 36 号東彼杵町農業委員会委員の任命について

次の者を次期東彼杵町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

任命する者の氏名

1、森計人、2、森重幸、3、渡邊稔、4、宮脇喜八郎、5、川原浩、6 永島宏行、7、松尾政敏、8、森武敏、9、森土雄、10、田中恵、11、清心由紀美、12、琴浦清、13、西坂秀徳、12、迎幸枝。

提案の理由でございますが、令和 7 年 6 月に任期満了する農業委員につきまして、次期農業委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、産業振興課長に

説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

議案第 36 号につきまして、町長に代わり説明いたします。

本年 6 月 14 日に任期満了を迎える農業委員の改選につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき農業委員の公募推薦手続きを行い、議案に記載しております 14 名を農業委員候補者としております。

任命にあたりましては、法第 9 条第 1 項に、市町村長は委員を任命しようとするときは、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者を募集しなければならないとあることから、令和 6 年 11 月 26 日から 12 月 27 日まで公募を実施いたしました。

公募の結果、定数 14 名に対し、同数の 14 名の推薦がありました。

また、第 9 条第 3 項に、第 1 項の規定により推薦及び募集等の結果を尊重しなければならないとされていることから、推薦いただきました全 14 名の方を候補者としております。

その他に、同法施行規則第 5 条第 2 項の規定で、農業委員の任命過程の公平性及び透明性を確保することとなっており、その対応としまして、第三者機関であります、東彼杵町農業委員候補者評価委員会に意見を求めたところ、全委員より、候補者 14 名の選任について異議なしとの意見が提出されております。

農業委員の任命にあたっては、法第 8 条第 1 項に、委員は市町村長が議会の同意を得て任命することとなっていることから、議会の同意を求めるものであります。説明は以上になります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

参考のために、委員の任期はいつからいつまで何年だったのですかね。ちょっと記憶が飛んでいてますのでちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

任期はですね、6 月の 15 日から 3 年でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 36 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号東彼杵町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 34 報告第 3 号 専決処分に関する報告について
（（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 34、報告第 3 号専決処分に関する報告について（（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更について）を議題とします。本案についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 3 号専決処分に関する報告についてでございますが、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり（仮称）新駄地団地新築工事請負契約の変更に伴う請負金額及び工期の変更について専決処分する。

1、変更した工事請負契約 （仮称）新駄地団地新築工事。2、契約者 東彼杵町長岡田伊一郎。
3、変更契約の内容 契約金額（変更前）6 億 5329 万円、（変更後）6 億 5809 万 1500 円。契約工期（変更前）令和 6 年 12 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、（変更後）令和 6 年 12 月 10 日から令和 7 年 12 月 28 日。4、契約の相手方 住所 佐世保市干尽町 6 番 16 号、会社名 株式会社池田工業 代表取締役 池田晃寿。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更及び工期の変更。6、変更契約日 令和 7 年 2 月 26 日。詳細につきまして、建設課長に説明させます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第 3 号につきまして町長に代わり説明をいたします。

本工事につきましては、令和 6 年 12 月の定例会で契約締結の議決をいただいている工事でございます。

添付しております図面の方をご覧ください。

変更の理由といたしましては、柱状地盤改良工法ですね、改良長の変更となります。

図面上にですね、円を 316 本記載をしておりますけれども、その中で赤丸にて表示をしている箇所につきましては 2 月 20 日まで時点で完成している箇所となります。316 本のうち 214 本を完成しておりますけれども、支持層に到達がですね、平均で 2.3m ほどに平均で 2.3m ほど伸びている状況でございます、今現在 500.8m の改良増ということになっております。

また、福岡財務局からですね、繰越承認が得られましたので工期をですね、標準工期に設定したことによりまして、工期末を令和 7 年 12 月 28 日までと変更をしているところでございます。

現在も地盤改良中でございますけれども、来週中にはですね、地盤改良工事が完成する予定でありまして、計画工程表どおり順調に工事が進捗していることをお伝えいたしています。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 3 号を終わります。

日程第 35 報告第 4 号 専決処分に関する報告について

（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 35 号、報告第 4 号専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本案についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 4 号専決処分に関するものでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分するものでございます。

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて

東彼杵町は、交通事故による相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定する。

令和 7 年 2 月 26 日。

記

1、損害賠償の額 10 万 873 円。2、事故の概要 令和 4 年 10 月 19 日午前 10 時 20 分頃、町職員の運転する公用車が国道を横断する際、前方から右折するため進行してきた相手方車両と接触し、公用車左側面部分及び相手方の車両右前部分が損傷しました。

なお、当該事故の過失割合は、相手方 8 割、当町 2 割である。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

事故の現場はですね、国道 34 号、町道川内線への入口になります。墓の方から川内線の方へ渡ろうと国道を通過しようと、役場職員の車が行ったところ、前方から直進してきた車が国道の交差

点で右に右折しようとしたことで、役場が直進する車とその右折車両が接触をいたしたものでございます。

令和4年10月に発生してもう2年半程度経過しておりますけれども、過失割合の件ですね、ずっとなかなか難航しておりましたけれども、年明け、先方の方から和解に応じるという提案がありまして今回の調停に至ったものでございます。

過失割合がこちらに記載のとおりですね、相手方8割、当町2割ということで10万873円ということでございます。50万円以下でございましたので、今回の専決処分とさせていただきました。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第2号を終わります。

日程第36 請願第1号 旧千綿女子高等学園借用に関する請願書

○議長（浪瀬真吾君）

日程第36、請願第1号旧千綿女子高等学園借用に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後3時43分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大石 俊郎

署名議員 口木 俊二